平成18年度

法人税関係法令の改正の概要

国　税　庁

詳しい情報は
http://www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

略　　語

改正法……所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）
改正法令……法人税法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第125号）
改正法規……法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成18年財務省令第19号）
18年４月改正法規……法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成18年財務省令第41号）
改正措令……租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第135号）
改正措規……租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成18年財務省令第26号）
改正通令……国税通則法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第132号）
法……改正法による改正後の法人税法
法令……改正法令による改正後の法人税法施行令
法規……改正法規及び18年４月改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法……改正法による改正後の租税特別措置法
措令……改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規……改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
通法……改正法による改正後の国税通則法
通令……改正通令による改正後の国税通則法施行令
旧法……改正法による改正前の法人税法
旧法令……改正法令による改正前の法人税法施行令
旧法規……改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧措法……改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令……改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規……改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
14年８月改正法令……法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成14年政令第271号）
旧商法……会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法
資産流動化法……資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）
会社更生法等……会社更生法（平成14年法律第154号）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）
旧有限会社法……会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による廃止前の有限会社法
旧負担軽減措置法……改正法による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第８号）
耐震改修促進法……建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）
中心市街地整備改善活性化法……中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）
中心市街地整備改善活性化法
一部改正法……中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）
旧資産流動化法……特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律
中心市街地活性化法……中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）による改正後の中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）
特定商業集積法……特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成３年法律第82号）
流通業務総合効率化促進法……流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）
旧環境事業団法……独立行政法人環境再生保全機構法附則第20条の規定による廃止前の環境事業団法
航空機騒音防止法……公共用飛行場周辺における障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）
中小企業新事業活動促進法……中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）
投資法人法……投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）

㈜　この説明書は、平成18年６月７日現在の法令に基づいて作成しています。

目　　次

第１編　法人税法等に関する改正
Ⅰ　役員給与に関する改正
1　役員給与の損金不算入制度の整備 …… 1
2　特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の創設 …… 3
Ⅱ　会社法の制定に伴う改正
1　同族会社の判定基準の整備 …… 6
2　資本金等の額及び利益積立金額に関する規定の整備等 …… 6
3　配当に関する規定の整備 …… 8
4　有価証券に関する規定の整備 …… 10
5　会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の整備 …… 13
6　その他 …… 14
Ⅲ　企業組織再編成に関する改正
1　株式交換又は株式移転に係る課税の特例制度の整備 …… 18
2　非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する
資産の時価評価損益制度の創設 …… 20
3　非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等制度の創設 …… 21
4　その他 …… 22
Ⅳ　税額の計算に関する改正
1　同族会社の留保金課税制度の整備 …… 27
2　その他 …… 29
Ⅴ　その他の改正
1　新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等の創設 …… 30
2　不正行為等に係る費用等の損金不算入制度の整備 …… 31
3　特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用制度等の創設 …… 31
4　その他 …… 34

第２編　租税特別措置法に関する改正
Ⅰ　減価償却制度に関する改正
1　情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却制度の創設 …… 36
2　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の整備 …… 37
3　その他 …… 37
Ⅱ　引当金・準備金制度に関する改正 …… 41
Ⅲ　交際費等の課税の特例に関する改正 …… 42
Ⅳ　資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正 …… 43
Ⅴ　税額の計算に関する改正
1　試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備 …… 45
2　情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除制度の創設 …… 48
3　その他 …… 50
Ⅵ　その他の改正 …… 51

第１編　法人税法等に関する改正

Ⅰ　役員給与に関する改正

１　役員給与の損金不算入制度の整備

〔制度の概要〕

⑴　過大な役員報酬等の損金不算入

この制度は、法人がその役員に対して支給する報酬の額のうち不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入しないというものです（旧法34①）。

また、法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額は、損金の額に算入しないこととされています（旧法34②）。

⑵　役員賞与等の損金不算入

この制度は、法人がその役員に対して支給する賞与の額は、損金の額に算入しないというものです（旧法35①④）。

ただし、法人が、その使用人としての職務を有する役員に対し、その職務に対する賞与を他の使用人に対する賞与の支給時期に支給する場合において、その職務に対する賞与の額につき損金経理をしたときは、その損金経理をした金額のうちその職務に対する相当な賞与の額に達するまでの金額は、損金の額に算入することとされています（旧法35②⑤）。

⑶　過大な役員退職給与の損金不算入

この制度は、法人がその退職した役員に対して支給する退職給与の額のうち、損金経理をしなかった金額及び損金経理をした金額で不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入しないというものです（旧法36）。

〔改正の内容〕

役員報酬、役員賞与及び役員退職給与をまとめて役員給与と整理した上で、その損金算入される範囲について次のような見直しが行われました。

⑴　一定の役員給与の損金算入

法人がその役員に対して支給する給与のうち次のイからハまでに掲げる給与のいずれかに該当するもので、不相当に高額な部分の金額以外の額は、損金の額に算入することとされました（法34①②）。

㈱　この⑴の給与には、次の給与は含まれません（①から③までの給与については下記⑵及び⑶、④の給与については下記⑶の適用の対象となります。）。

①　退職給与

②　法第54条第１項《新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等》に規定する新株予約権による給与

③　①及び②以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその職務に対する給与

④　法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与

イ　定期同額給与

定期同額給与とは、次の㈠から㈢までに掲げる給与をいいます。

㈠　その支給時期が１月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与（法34①一）
㈡　定期給与（その役員に対して支給する給与で、その支給時期が１月以下の一定の期間ごとであるものをいいます。以下同じ。）の額につき当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から３月を経過する日（保険会社にあっては、会計期間開始の日から４月を経過する日）までにその改定がされた場合における次に掲げる定期給与（法令69①一）

①　当該事業年度の改定前の各支給時期における支給額が同額である定期給与 ②　当該事業年度の改定以後の各支給時期における支給額が同額である定期給与
㈠　定期給与の額につきその法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由によりその改定がされた場合（減額した場合に限ります。）の当該事業年度の改定前の各支給時期における支給額及び改定以後の各支給時期における支給額がそれぞれ同額である定期給与（法令69①二）
㈡　継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの（法令69①三）

ロ　事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、その事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日とその事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から３月を経過する日（保険会社にあっては、会計期間開始の日から４月を経過する日）とのいずれか早い日までに、納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関して次に掲げる事項を記載した届出をしている場合のその給与をいいます（法34①二、法令69②、法規22の３①）。

㈱　上記イの定期同額給与及び利益連動給与（利益に関する指標を基礎として算定される給与をいいます。以下同じ。）は除かれます。

したがって、職務の執行を開始する日までに「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」が定められていることが必要です。

①　事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下「事前確定届出給与対象者」といいます。）の氏名及び役職名
②　事前確定届出給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
③　②の支給時期及び支給金額を定めた日並びにその定めを行った機関等
④　事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日
⑤　事前確定届出給与につき上記イの定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を②の支給時期とした理由
⑥　当該事業年度開始の日の属する会計期間において事前確定届出給与対象者に対して事前確定届出給与と事前確定届出給与以外の給与とを支給する場合におけるその事前確定届出給与以外の給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
⑦　⑥の会計期間の直前の会計期間において事前確定届出給与対象者に対して支給した給与がある場合におけるその給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
⑧　当該事業年度における事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
⑨　その他参考となるべき事項

ハ　損金の額に算入することができる利益連動給与

損金の額に算入することができる利益連動給与とは、同族会社に該当しない法人が業務を執行する役員に対して支給する利益連動給与で、次に掲げる要件を満たすもの（他の業務を執行する役員のすべてに対して次に掲げる要件を満たす利益連動給与を支給する場合に限ります。）をいいます（法34①三、法令69④～⑧、法規22の３②）。

㈱　「業務を執行する役員」とは、この利益連動給与の算定方法についての下記㈠の②の決定又は手続の終了の日において次の役員に該当する者をいいます（法令69④）。

①　取締役会設置会社の代表取締役及び取締役会の決議によって業務を執行するものとして選定された取締役
②　委員会設置会社の執行役
③　①及び②の役員に準ずる役員

㈠　その利益連動給与の算定方法が、当該事業年度の利益に関する指標（有価証券報告書に記載されるものに限ります。）を基礎とした客観的なもの（次に掲げる要件を満たすものに限ります。）であること。

① 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務を執行する役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること。

② 当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から３月を経過する日（保険会社にあっては、４月を経過する日）までに、報酬委員会（業務を執行する役員又はその業務を執行する役員と特殊の関係のある者が委員となっているものを除きます。）が決定していることその他これに準ずる適正な手続を経ていること。

③ 算定方法の内容が、②の決定又は手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていることその他の方法により開示されていること。

(ロ) 利益に関する指標の数値が確定した後１月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること。

(ハ) 損金経理をしていること。

(2) 過大な役員給与の損金不算入

法人がその役員に対して支給する給与の額のうち不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入しないこととされました（法34②、法令70）。

(3) 隠ぺい仮装により支給する役員給与の損金不算入

法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は損金の額に算入しないこととされました（法34③）。

(4) 使用人兼務役員とされない役員の範囲

使用人兼務役員とされない役員に、会計参与が追加される等、所要の整備が行われました（法34⑤、法令71）。

〔適用時期〕

(1) 平成18年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則23、改正法令附則２）。

(2) 平成18年４月１日以後最初に開始する事業年度について、改正の内容の(1)のロのいずれか早い日が平成18年６月30日（保険会社にあっては、平成18年７月31日）以前の日となる場合における届出期限は、平成18年６月30日（保険会社にあっては、平成18年７月31日）とする経過措置が講じられています（改正法令附則16①）。

ただし、この場合であっても、事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日までに「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」が定められていることが必要です。

2 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の創設

〔創設された制度の概要〕

特殊支配同族会社が、その法人の業務を主宰している役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除額に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入しないこととされました（法35①、法令72の２）。

(1) 適用対象法人

適用対象となる特殊支配同族会社とは、次のイからハまでに掲げるいずれかの同族会社で、業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の総数の過半数を占めるものをいいます（法35①、法令72①～④）。

イ 業務主宰役員グループがその同族会社の発行済株式又は出資（自己株式を除きます。）の総数又は総額の90%以上の数又は金額の株式又は出資を有する場合のその同族会社

ロ 業務主宰役員グループがその同族会社の議決権（**６ページⅡ１〔改正の内容〕(1)の表**参照）のいずれかにつきその総数（その議決権を行使することができない株主等が有する議決権の数を除きま

す。）の90%以上の数を有する場合のその同族会社

ハ　業務主宰役員グループがその同族会社（合名会社、合資会社又は合同会社に限ります。）の社員（その会社が業務を執行する社員を定めた場合にあっては、業務を執行する社員）の総数の10分の９以上の数を占める場合のその同族会社

㈱１　「業務主宰役員」とは、同族会社の業務を主宰している役員（個人に限ります。）をいいます（法35①）。

２　「業務主宰役員関連者」とは、業務主宰役員と特殊の関係のある者でその同族会社の役員である者及びその業務主宰役員等により支配されている他の同族会社をいいます（法35①、法令72①）。

３　「業務主宰役員グループ」とは、業務主宰役員及びその業務主宰役員と特殊の関係のある者並びにこれらの者により支配されている他の同族会社を一のグループとした場合のそのグループをいいます（法35①、法令72②③）。

４　特殊支配同族会社に該当するかどうかの判定は、事業年度終了の時の現況により行います（法35③）。

⑵　損金不算入額の計算

イ　原則的な計算

特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち、次の表の左欄の業務主宰役員給与額に応じ右欄に定める金額が損金不算入額となります（法35①、法令72の２）。

業務主宰役員給与額	損金不算入額
650,000円以下	業務主宰役員給与額の全額
650,001円　～　1,800,000円	業務主宰役員給与額×40%（650,000円未満の場合は650,000円）
1,800,001円　～　3,600,000円	720,000円＋（業務主宰役員給与額－ 1,800,000円）×30%
3,600,001円　～　6,600,000円	1,260,000円＋（業務主宰役員給与額－ 3,600,000円）×20%
6,600,001円　～　10,000,000円	1,860,000円＋（業務主宰役員給与額－ 6,600,000円）×10%
10,000,000円超	2,200,000円＋（業務主宰役員給与額－10,000,000円）× ５％

㈱１　「業務主宰役員給与額」とは、特殊支配同族会社の業務主宰役員の各事業年度の業務主宰役員であった期間において支給される給与の額（法第34条の規定により損金の額に算入されない金額を除きます。）をいいます（法令72の２⑪）。

２　当該事業年度の業務主宰役員であった期間が１年に満たない場合における業務主宰役員給与額は、その業務主宰役員給与額をその期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額となります（法令72の２①）。また、この場合の損金不算入額は、上記の表により計算した金額を12で除し、これにその期間の月数を乗じて計算した金額となります（法令72の２①）。

３　当該事業年度において特殊支配同族会社の業務主宰役員に異動があった場合における損金不算入額は、期末業務主宰役員（当該事業年度終了の時における業務主宰役員をいいます。）及び期中業務主宰役員（当該事業年度における業務主宰役員のうち期末業務主宰役員以外の者（期末業務主宰役員と特殊の関係のある者に限ります。）をいいます。）のそれぞれに対する当該事業年度の業務主宰役員給与額について上記の表により計算した金額の合計額とされています（法令72の２①）。

ロ　合算対象給与額がある場合の特例計算

特殊支配同族会社の業務主宰役員につき当該事業年度の業務主宰役員であった期間に相当する期間において、その特殊支配同族会社における業務主宰役員給与額（以下「対象給与額」といいます。）以外に他の特殊支配同族会社における業務主宰役員給与額（以下「合算対象給与額」といいます。）がある場合には、損金不算入額は、次のとおり計算することができます（法令72の２②）。

（算　式）

$$\text{損金不算入額} = \text{対象給与額と合算対象給与額との合計額について上記イの表により計算した金額} \times \frac{\text{対象給与額}}{\text{対象給与額＋合算対象給与額}}$$

㈱１　「他の特殊支配同族会社」とは、特殊支配同族会社の当該事業年度終了の時の現況による判定により特殊支配同族会社に該当することとなる他の同族会社をいいます（法令72の２③）。

２　この特例計算は、当該事業年度の確定申告書の提出期限までに、合算対象給与額その他の事項について記載した書類等を納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り、適用されます（法令72の２④、法規22の４）。

⑶　適用除外

次に掲げる特殊支配同族会社の区分に応じ次の事業年度については、この制度は適用されないこと

とされています（法35②、法令72の２⑤～⑨）。

イ　基準期間がある特殊支配同族会社

前３年基準所得金額が、800万円（各基準期間内事業年度等における業務主宰役員給与額の合計額をその各基準期間内事業年度等の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額が前３年基準所得金額の50％相当額以下である場合には、3,000万円）以下である事業年度

㈱１　「基準期間」とは、当該事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度等をいいます（法令72の２⑤）。
ただし、前３年以内に開始した各事業年度等のうちに特殊支配同族会社に該当しない事業年度等がある場合には、その該当しない事業年度等のうち最も新しい事業年度等以前の各事業年度等は基準期間から除かれます。

２　「基準期間内事業年度等」とは、基準期間に含まれる各事業年度等をいいます（法令72の２⑤）。

３　「前３年基準所得金額」とは、次の算式により計算される金額をいいます（法令72の２⑤）。

（算　式）

$$\text{前３年基準所得金額} = \left\{ \left(\text{各基準期間内事業年度等の調整所得金額の合計額}\right) - \left(\text{各基準期間内事業年度等の調整欠損金額の合計額}\right) - \left(\text{基準期間前に生じた繰越欠損金額のうち一定額}\right) \right\} \times \frac{12}{\text{各基準期間内事業年度等の月数の合計数}}$$

$$\text{調整所得金額} = \begin{cases} \text{（所得金額が生じた事業年度等）} \\ \quad \text{所得金額} + \text{業務主宰役員給与額（※）} + \text{欠損金の繰越控除額} \\ \text{（欠損金額が生じた事業年度等）} \\ \quad \text{業務主宰役員給与額（※）} - \text{欠損金額} \quad \cdots \quad \text{マイナスの場合は次の算式により調整欠損金額を計算します。} \end{cases}$$

$$\text{調整欠損金額} = \text{欠損金額} - \text{業務主宰役員給与額（※）}$$

※「業務主宰役員給与額」には、その所得金額又は欠損金額が生じた事業年度等において本制度の適用を受けて損金の額に算入されなかった金額は含まれません。

ロ　基準期間がない特殊支配同族会社

当年度基準所得金額が、800万円（当該事業年度における業務主宰役員給与額が当年度基準所得金額の50％相当額以下である場合には、3,000万円）以下である事業年度

㈱　「当年度基準所得金額」とは、次の算式により計算される金額をいいます（法令72の２⑨、法規22の４③）

（算　式）

$$\text{当年度基準所得金額} = \left\{ \left(\text{法第37条《寄附金の損金不算入》の規定等を適用しないものとして計算した場合における当該事業年度の所得金額又は欠損金額}\right) - \left(\text{繰越欠損金額の全額}\right) + \left(\text{業務主宰役員給与額}\right) \right\} \times \frac{12}{\text{当該事業年度の月数}}$$

(4)　連結納税制度

連結法人が個別損金額を計算する場合において、その連結法人が基準期間がない特殊支配同族会社に該当するときは、上記(3)のロと同様に適用除外の判定をすることとされています（法令155の２）。

(5)　明細書の添付

法人が特殊支配同族会社に該当する場合には、各事業年度の確定申告書に前３年基準所得金額又は当年度基準所得金額の計算及び損金不算入額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（法令72の２⑬）。

〔適用時期〕

(1)　平成18年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則23）。

(2)　創設された制度の概要の(3)の前３年基準所得金額の計算については、平成15年４月１日前に開始した事業年度は特殊支配同族会社に該当しない事業年度として、基準期間前に生じた繰越欠損金額のうち一定額を計算することとされています（改正法令附則16⑥）。

Ⅱ　会社法の制定に伴う改正

1　同族会社の判定基準の整備

〔制度の概要〕

同族会社とは、会社の上位３株主グループ（株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の３人以下並びにこれらの株主等と特殊の関係のある個人及び法人を一のグループとした場合のそのグループをいいます。以下同じ。）が、その会社の発行済株式の総数又は出資金額（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の50％を超えるの数の株式又は出資の金額を有する場合におけるその会社をいうこととされています（旧法２十）。

〔改正の内容〕

同族会社の範囲について、上記の判定により同族会社に該当するもののほかに、次の判定により同族会社に該当するものが追加されました（法２十、法令４）。

(1)　議決権の数による判定

会社の上位３株主グループが、その会社の次に掲げる議決権のいずれかにつきその総数（その議決権を行使することができない株主等が有する議決権の数を除きます。）の50％を超える数を有する場合には、同族会社に該当することとされました（法２十、法令４③二・⑤）。

イ　事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権
ロ　役員の選任及び解任に関する決議に係る議決権
ハ　役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権
ニ　剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権

(2)　社員の数による判定

会社（合名会社、合資会社又は合同会社に限ります。）の上位３株主グループが、その社員（その会社が業務を執行する社員を定めた場合にあっては、業務を執行する社員）の総数の半数を超える数を占める場合には、同族会社に該当することとされました（法２十、法令４⑤）。

〔適用時期〕

平成18年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則23、改正法令附則２）。

2　資本金等の額及び利益積立金額に関する規定の整備等

〔改正の内容〕

(1)　資本金等の額等に関する規定の整備

イ　計算規定の整備等

資本金等の額が、法人が株主等から出資を受けた金額として次に掲げる金額の合計額と定義され、計算規定が政令に移管される等所要の整備が行われました（法２十六、法令８）。

①　資本金の額又は出資金の額

②　次の算式により計算した金額

（算　式）

（過去事業年度までの①の金額以外の資本金等の額の増減額）＋（当該事業年度の①の金額以外の資本金等の額の増減額）

㈱1　「過去事業年度」とは、当該事業年度前の各事業年度をいいます。

2　「①の金額以外の資本金等の額の増減額」とは、法令第８条第１項《資本金等の額》第１号から第14号までに掲げる金額の合計額から同項第15号から第21号までに掲げる金額の合計額を減算した金額をいいます。

また、連結納税制度においても、連結法人ごとに資本金等の額に準じて連結個別資本金等の額を計算することとした上で、連結資本金等の額がその連結個別資本金等の額の合計額と定義されました（法２十七・十七の二、法令８の２）。

ロ　株式の発行等により増加する資本金等の額

株式の発行又は自己株式の譲渡（一定の場合を除きます。）により増加するその発行等をした法人の資本金等の額は、払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額とされました（法令８①一）。

ハ　自己株式を取得した場合に減少する資本金等の額

法人が自己の株式を取得した場合には、資産に計上せず、その取得の時に資本金等の額を減少させることとされました（法２二十一、法令８①二十・二十一）。

ニ　２以上の種類の株式を発行している法人の資本金等の額の区分管理

２以上の種類の株式を発行している法人の資本金等の額は、その種類の株式に係る種類資本金額ごとに区分して管理することとされました（法令８①二十ロ・②～⑤）。

㈱「種類資本金額」とは、２以上の種類の株式を発行している法人のその種類の株式の交付に係る増加した資本金の額又は出資金の額及び法令第８条第１項第１号から第４号までに掲げる金額の合計額から同項第19号から第21号までに掲げる金額の合計額を減算した金額をいいます（法令８②）。

⑵　利益積立金額等に関する規定の整備

利益積立金額は、法人の所得の金額で留保している金額として次の算式により計算した金額の合計額と定義され、計算規定が政令に移管される等所要の整備が行われました（法２十八、法令９）。

（算　式）

（過去事業年度までの利益積立金額の増減額）　＋　（当該事業年度の利益積立金額の増減額）

㈱「利益積立金額の増減額」とは、法令第９条第１項《利益積立金額》第１号から第４号までに掲げる金額の合計額から同項第５号から第９号までに掲げる金額の合計額を減算した金額をいいます。

また、連結納税制度においても、連結利益積立金額については各連結法人を一体として、連結個別利益積立金額については各連結法人ごとに、利益積立金額に準じて計算することとされました（法２十八の二・十八の三、法令９の２、９の３）。

〔適用時期〕

⑴　改正の内容の⑴のイ及びハの規定は、平成18年４月１日以後に資本金等の額、連結資本金等の額及び連結個別資本金等の額が増加し、又は減少する事由が生ずる場合について適用され、同日前に改正前の資本等の金額、連結個別資本等の金額、資本積立金額、連結資本積立金額及び連結個別資本積立金額が増加し、又は減少する事由が生じた場合には改正前の規定が適用されます（改正法附則25）。なお、平成18年４月１日に存する法人又は連結法人の同日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうち平成18年３月31日までの金額は、同日における改正前の資本積立金額又は連結個別資本積立金額に相当する金額からその法人が同日において有する自己の株式の同日の帳簿価額を減算した金額となります（改正法令附則４①、５①）。

⑵　改正の内容の⑴のロの規定は、平成18年５月１日以後の株式の発行等について適用されます（改正法令附則４②）。

(3) 改正の内容の(1)のニの規定は、平成18年４月１日以後に種類資本金額が増加し又は減少する事由が生ずる場合について適用され、同日前に改正前の規定の資本等の金額等が増加し、又は減少する事由が生じた場合には改正前の規定が適用されます（改正法附則25）。なお、同日前に発行された種類の株式に係る同日における種類資本金額は、次のいずれかの方法により区分することとされました（改正法令附則４④）。

イ　一の種類の株式以外の各種類の株式の発行価額の合計額をそれぞれ各種類の株式に係る種類資本金額とし、平成18年４月１日の資本金等の額からその各種類の株式に係る種類資本金額の合計額を減算した金額をその一の種類株式に係る種類資本金額とする方法

ロ　平成18年４月１日の資本金等の額を同日における発行済株式又は出資の価額の合計額で除し、これに各種類ごとの株式の同日における価額の合計額を乗じて計算した金額をその各種類の株式に係る種類資本金額とする方法

ハ　その他合理的な方法

(4) 改正の内容の(2)の規定は、平成18年４月１日以後に利益積立金額、連結利益積立金額及び連結個別利益積立金額が増加し、又は減少する事由が生ずる場合について適用され、同日前に改正前の利益積立金額、連結利益積立金額及び連結個別利益積立金額が増加し、又は減少する事由が生じた場合には改正前の規定が適用されます（改正法附則25）。なお、平成18年４月１日に存する法人又は連結法人の同日における利益積立金額、連結利益積立金額又は連結個別利益積立金額のうち平成18年３月31日までの金額は、同日における改正前の利益積立金額、連結利益積立金額又は連結個別利益積立金額に相当する金額となります（改正法令附則６①、７①、８）。

3　配当に関する規定の整備

〔制度の概要〕

(1)　受取配当等の益金不算入制度

この制度は、法人が受ける配当等の額のうち、連結法人株式等に係る配当等の額及び関係法人株式等に係る配当等の額についてはその全額を、その他株式等（連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等をいいます。）に係る配当等の額についてはその50％相当額を益金の額に算入しないというものです（旧法23①②、81の４①）。

(2)　配当等の額とみなす金額

この制度は、法人の株主等である内国法人がその法人の合併等の事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその法人の資本等の金額又は連結個別資本等の金額のうちその交付の基因となったその法人の株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配とみなすというものです（旧法24①）。

〔改正の内容〕

(1)　配当等の額の範囲の規定の整備

上記(1)の制度の適用対象となる配当等の額が次のとおり改正されました（法23①）。

改　　正　　前	改　　正　　後
①　利益の配当（旧商法に規定する金銭の分配（中間配当）を含みます。）の額	①　剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除きます。）の額 ②　利益の配当（分割型分割によるものを除きます。）の額
②　剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）の額	③　剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）の額

③　資産流動化法に規定する金銭の分配（中間配当）の額	④　資産流動化法に規定する金銭の分配（中間配当）の額
④　特定信託の収益の分配の額	⑤　特定信託の収益の分配の額
⑤　公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち一定の額	⑥　公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち一定の額

(2)　みなし配当が生ずる事由の規定の整備

上記(2)の制度の適用対象となる配当等の額とみなす金額が生ずる事由が次のとおり改正されました（法24①一～六）。

改　正　前	改　正　後
①　合併（適格合併を除きます。）	①　合併（適格合併を除きます。）
②　分割型分割（適格分割型分割を除きます。）	②　分割型分割（適格分割型分割を除きます。）
③　資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除きます。）又は解散による残余財産の分配	③　資本の払戻し（剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限ります。）のうち、分割型分割によるもの以外のものをいいます。）又は解散による残余財産の分配
④　株式の消却（取得した株式について行うものを除きます。）	――
⑤　自己の株式の取得（証券取引所の開設する市場における購入による取得その他一定の取得を除きます。）	④　自己の株式又は出資の取得（証券取引所の開設する市場における購入による取得その他一定の取得及び取得請求権付株式等の請求権の行使等による株式の取得を除きます。）
⑥　社員の退社又は脱退による持分の払戻し	⑤　出資の消却（取得した出資について行うものを除きます。）、出資の払戻し、社員その他法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資をその発行した法人が取得することなく消滅させること。
――	⑥　組織変更（その組織変更に際してその組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限ります。）

(3)　所有株式に対応する資本金等の額等の計算方法

２以上の種類の株式を発行していた法人が自己株式の取得等を行った場合におけるみなし配当の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額（以下「資本金等の額等」といいます。）は、次の算式により計算することとされました（法令23①四ロ）。

（算　式）

所有株式に対応する資本金等の額等 ＝ 取得等法人の自己株式の取得等の直前の自己株式の取得等に係る株式と同一の種類の株式に係る種類資本金額 × 株主法人が自己株式の取得等の直前に有していた取得等法人の自己株式の取得等に係るその種類の株式の数 ／ その種類の株式の総数

㈱　「取得等法人」とは、自己株式の取得等をした法人をいいます。

〔適用時期〕

(1)　改正の内容の(1)の規定は、平成18年５月１日以後の日をその支払に係る基準日とする配当等の額について適用され、平成18年５月１日前の日をその支払に係る基準日とする改正前の法第23条に規定する配当等の額については、改正前の規定が適用されます（改正法附則26①）。

(2)　改正の内容の(2)の規定は、法人が平成18年５月１日以後の日をその支払に係る基準日とする資本の

払戻しにより金銭その他の資産の交付を受ける場合等について適用され、法人が平成18年５月１日前の日をその支払に係る基準日とする資本又は出資の減少により金銭その他の資産の交付を受けた場合等については、改正前の規定が適用されることなど、所要の経過措置が講じられています（改正法附則26③～⑥）。

⑶　改正の内容の⑶の規定は、法人が平成18年４月１日以後に行う自己株式の取得等について適用され、法人が同日前に行った株式の消却、自己の株式の取得又は社員の退社若しくは脱退による持分の払戻しについては、改正前の規定が適用されます（改正法令附則12②）。

4　有価証券に関する規定の整備

〔制度の概要〕

この制度は、法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（次のイに掲げる金額がロに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額）又は譲渡損失額（次のロに掲げる金額がイに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額）は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入するというものです（旧法61の２①）。

イ　その有価証券の譲渡に係る対価の額（みなし配当相当額を控除した金額）

ロ　その有価証券の譲渡に係る原価の額

また、法人が有価証券の取得をした場合における有価証券の取得価額は、有価証券の区分に応じてそれぞれ定められた金額とするというものです（旧法令119①）。

〔改正の内容〕

⑴　有価証券の譲渡に係る対価の額の規定の整備

イ　取得請求権付株式等の請求権の行使等による有価証券の譲渡損益の繰延べ

法人が、次の表の左欄に掲げる有価証券を右欄に掲げる事由により譲渡をし、かつ、その事由によりその有価証券の取得をする法人の株式又は新株予約権の交付を受けた場合（交付を受けた株式又は新株予約権の価額が譲渡をした有価証券の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合を除きます。）における有価証券の譲渡に係る対価の額は、その有価証券の譲渡の直前の帳簿価額に相当する金額とされました（法61の２⑪）。

譲渡した有価証券	譲渡が行われる事由
㈠　取得請求権付株式（法61の２⑪一）	取得請求権付株式に係る請求権の行使によりその取得の対価としてその株式の取得をする法人の株式のみが交付される場合のその請求権の行使
㈡　取得条項付株式（法61の２⑪二）	取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価として取得をされる株主等にその株式の取得をする法人の株式のみが交付される場合（その取得の対象となった種類の株式のすべてが取得をされる場合には、その株式の取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合を含みます。）のその取得事由の発生
㈢　全部取得条項付種類株式（法61の２⑪三）	全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価として取得をされる株主等にその株式の取得をする法人の株式のみが交付される場合又はその株式の取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合のその取得決議
㈣　新株予約権付社債についての社債（法61の２⑪四）	新株予約権付社債に付された新株予約権の行使によりその取得の対価としてその社債の取得をする法人の株式が交付される場合のその新株予約権の行使
㈤　取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債（法61の２⑪五）	取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として取得をされる新株予約権者にその新株予約権の取得をする法人の株式のみが交付される場合のその取得事由の発生

ロ　合併等による新株予約権の譲渡損益の繰延べ

法人がその有する新株予約権（新株予約権付社債を含みます。ロにおいて「旧新株予約権等」といいます。）を発行した法人を被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする合併、分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」といいます。）により旧新株予約権

等に代えてその合併等に係る合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の新株予約権（新株予約権付社債を含みます。）のみの交付を受けた場合における旧新株予約権等の譲渡に係る対価の額は、その旧新株予約権等のその合併等の直前の帳簿価額に相当する金額とされました（法61の２⑨）。

ハ　組織変更による株式の譲渡損益の繰延べ

法人が旧株（その法人が有していた株式をいいます。以下同じ。）の発行法人の行った組織変更（その発行法人の株主等にその発行法人の株式のみが交付されたものに限ります。）に際してその発行法人の株式の交付を受けた場合における旧株の譲渡に係る対価の額は、その旧株のその組織変更の直前の帳簿価額に相当する金額とされました（法61の２⑩）。

ニ　株式交換又は株式移転による株式の譲渡損益の繰延べ

法人が旧株の発行法人の行った株式交換又は株式移転（その発行法人の株主に株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式以外の資産が交付されなかったものに限ります。）によりその株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合における旧株の譲渡に係る対価の額は、その旧株のその株式交換又は株式移転の直前の帳簿価額に相当する金額とされました（法61の２⑦⑧）。（**20ページⅢ１〔改正の内容〕**(3)参照）

(2)　有価証券の取得価額に関する規定の整備

イ　金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付等により取得をした有価証券の取得価額の規定の整備

法人が次の表の左欄に掲げる有価証券を取得した場合におけるその取得価額は、それぞれ右欄に掲げる金額とされました（法令119①二～四）。

取得した有価証券	取得価額
(イ)　金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付により取得をした有価証券（(ハ)又は下記ロ(ヌ)に該当する有価証券及び適格現物出資により取得をしたものを除きます。）（法令119①二）	その払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額
(ロ)　株式等無償交付（法人がその株主等に対して新たに金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付をさせないでその法人の株式（(ハ)及び下記ロ(イ)において出資を含みます。）又は新株予約権を交付することをいいます。）により取得をした株式又は新株予約権（(ハ)に該当する有価証券及び新株予約権付社債に付された新株予約権を除きます。）（法令119①三）	零
(ハ)　いわゆる有利発行の場合における払込み又は給付により取得をした有価証券（新たな払込み又は給付をせずに取得をした有価証券を含むものとし、法人の株主等が株主等として取得をした株式又は新株予約権で他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合におけるその株式又は新株予約権、下記ロ(ヌ)に該当する有価証券及び適格現物出資により取得をしたものを除きます。）（法令119①四）	その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額

ロ　直前の帳簿価額を付すべき有価証券を取得した場合の規定の追加

法人が次の表の左欄に掲げる有価証券を取得した場合におけるその取得価額は、それぞれ右欄に掲げる金額とされました（法令119①八・十・十二～二十一）。

取得した有価証券	取得価額
(イ)　株式交換（株式交換に係る株式交換完全子法人の株主にその株式交換に係る株式交換完全親法人の株式以外の資産が交付されなかったものに限ります。）により交付を受けたその株式交換完全親法人の株式（法令119①八）	株式交換完全子法人の株式のその株式交換の直前の帳簿価額に相当する金額
(ロ)　株式移転（株式移転に係る株式移転完全子法人の株主にその株式移転に係る株式移転完全親法人の株式以外の資産が交付されなかったものに限ります。）により交付を受けたその株式移転完全親法人の株式（法令119①十）	株式移転完全子法人の株式のその株式移転の直前の帳簿価額に相当する金額
(ハ)　新株予約権又は新株予約権付社債（(ハ)において「旧新株予約権等」といいます。）を発行する法人を被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は	旧新株予約権等のその合併等の直前の帳簿価額に相当する金額

株式移転完全子法人とする合併等によりその旧新株予約権等に代えて合併等に係る合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の新株予約権又は新株予約権付社債のみの交付を受けた場合におけるその新株予約権又は新株予約権付社債（法令119①十二）	
㈡　組織変更（組織変更をした法人の株主等にその法人の株式のみが交付されたものに限ります。）に際して交付を受けた株式（法令119①十三）	法人の株式のその組織変更の直前の帳簿価額に相当する金額
㈩　取得請求権付株式に係る請求権の行使による取得請求権付株式の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式（法令119①十四）	取得請求権付株式の請求権の行使の直前の帳簿価額に相当する金額
㈫　取得条項付株式に係る取得事由の発生（その取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式のみが交付されたものに限ります。）による取得条項付株式の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式（法令119①十五）	取得条項付株式の取得事由の発生の直前の帳簿価額に相当する金額
㈬　取得条項付株式に係る取得事由の発生（その取得の対象となった種類の株式のすべてが取得され、かつ、その取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付されたものに限ります。）による取得条項付株式の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式及び新株予約権（法令119①十六）	①　株式…取得条項付株式の取得事由の発生の直前の帳簿価額に相当する金額 ②　新株予約権…零
㈭　全部取得条項付種類株式に係る取得決議（その取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式のみが交付されたものに限ります。）による全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式（法令119①十七）	全部取得条項付種類株式の取得決議の直前の帳簿価額に相当する金額
㈮　全部取得条項付種類株式に係る取得決議（その取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付されたものに限ります。）による全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式及び新株予約権（法令119①十八）	①　株式…全部取得条項付種類株式の取得決議の直前の帳簿価額に相当する金額 ②　新株予約権…零
㈯　新株予約権付社債についての社債に係る新株予約権の行使による社債の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式（法令119①十九）	その行使の直前の新株予約権付社債の帳簿価額
㈰　取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債についての新株予約権に係る取得事由の発生による取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式（法令119①二十）	取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債の取得事由の発生の直前の帳簿価額に相当する金額
㈱　取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債についての新株予約権に係る取得事由の発生（その取得の対価としてその取得をされる新株予約権者にその取得をする法人の株式のみが交付されたものに限ります。）により取得をした自己の取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権が付された自己の新株予約権付社債（法令119①二十一）	取得をした取得条項付新株予約権の帳簿価額（取得条項付新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、その新株予約権付社債の償還金額からその新株予約権付社債についての社債に係る社債発行差金のその取得の直前の帳簿価額を控除した金額を加算した金額）に相当する金額

㈜　表の㈩から㈰までに掲げる株式等については、法第61条の２第11項の規定の適用を受ける場合のその取得をする法人の株式等に限ります。

ハ　適格株式交換又は適格株式移転により取得をした場合の規定の追加

適格株式交換又は適格株式移転により取得をした適格株式交換又は適格株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の取得価額は次の表の右欄に掲げる金額とされました（法令119①九・十一）。

取得した有価証券	取得価額
適格株式交換又は適格株式移転により取得をした株式交換完全子法	①　適格株式交換又は適格株式移転の直前における株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株主の数が50人未満である場合…株式交換完全子法人又

人又は株式移転完全子法人の株式（法令119①九・十一）	は株式移転完全子法人の株主が有していたその株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の適格株式交換又は適格株式移転の直前の帳簿価額に相当する金額の合計額 ② 適格株式交換又は適格株式移転の直前における株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株主の数が50人以上である場合…株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の簿価純資産価額に相当する金額

(3) 有価証券の譲渡損益の益金又は損金算入時期

有価証券の譲渡が剰余金の配当等によるものである場合の譲渡損益は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度ではなく、その剰余金の配当等の効力発生日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することなどが明確化されました（法61の２①、法規27の３の２）。

(4) 自己の株式を譲渡した場合の規定の廃止

自己の株式を譲渡した場合の規定が廃止されました（旧法61の２⑤）。

〔適用時期〕

(1) 改正の内容の(1)のイの規定は、平成18年５月１日以後に表の右欄に掲げる事由が生ずる場合について適用されます（改正法附則35⑥）。

(2) 改正の内容の(1)のロ及びハの規定は、平成18年５月１日以後に合併等又は組織変更が行われる場合について適用されます（改正法附則35④）。

(3) 改正の内容の(1)のニの規定は、平成18年10月１日以後に株式交換又は株式移転が行われる場合について適用されます（改正法附則35③）。

(4) 改正の内容の(2)のイの規定は、法人が平成18年５月１日以後に取得する有価証券について適用され、法人が平成18年５月１日前に取得した有価証券については、改正前の規定が適用されます（改正法令附則23②）。

(5) 改正の内容の(2)のロの(ハ)から(ヲ)までの規定は、法人が平成18年５月１日以後に取得する有価証券について適用されます（改正法令附則23⑤）。

(6) 改正の内容の(2)のロの(イ)及び(ロ)並びにハの規定は、法人が平成18年10月１日以後に取得する有価証券について適用されます（改正法令附則23③）。

(7) 改正の内容の(3)の規定は、平成18年５月１日以後に行われる有価証券の譲渡について適用されます（改正法規附則１二）。

(8) 平成18年４月１日前に自己の株式の譲渡が行われた場合には、改正の内容の(4)の改正前の規定が適用されます（改正法附則35①）。

5 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 会社更生による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度

この制度は、法人について会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があった場合において、その法人が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度（以下「適用年度」といいます。）前の各事業年度において生じた欠損金額で一定のもののうち右欄に掲げる金額の合計額に達するまでの金額は、損金の額に算入するというものです（旧法59①、法令116の３、116の４）。

適用対象となる場合	債務免除益等の額
イ 更生手続開始の決定があった時においてその法人に対し一定の債権を有する者からその債権につき債務の免除を受けた場合	その債務の免除を受けた金額

ロ　更生手続開始の決定があったことに伴いその法人の役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合	その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額
ハ　会社更生法等の規定に従って行う評価換え（法25②）をした場合	その評価換えにより適用年度の益金の額に算入される金額（その評価換えにより適用年度の損金の額に算入される金額がある場合（法33②）には、その益金の額に算入される金額からその損金の額に算入される金額を控除した金額）

(2)　民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度

この制度は、法人について民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったこと、旧商法の規定による整理開始の命令があったことその他の特定の事実が生じた場合において、その法人が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度（ハの場合に該当するときは、その該当することとなった事業年度。以下「適用年度」といいます。）前の各事業年度において生じた欠損金額で一定のもののうち右欄に掲げる金額の合計額に達するまでの金額は、損金の額に算入するというものです（旧法59②、旧法令117、法令118）。

適用対象となる場合	債務免除益等の額
イ　特定の事実が生じた時においてその法人に対し一定の債権を有する者からその債権につき債務の免除を受けた場合	その債務の免除を受けた金額
ロ　特定の事実が生じたことに伴いその法人の役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合	その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額
ハ　民事再生等の場合における評価益の益金算入（法25③）又は評価損の損金算入（法33③）の規定の適用を受ける場合	その評価益の益金算入の規定により適用年度の益金の額に算入される金額からその評価損の損金算入の規定により適用年度の損金の額に算入される金額を減算した金額

〔改正の内容〕

(1)　適用対象となる場合及び金額の見直し

上記(1)及び(2)の表のイの左欄に掲げる「債務の免除を受けた場合」に、一定の債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを含むこととされ、同表のイの右欄の「債務の免除を受けた金額」に、その消滅した債務に係る利益の額を含むこととされました（法59①一・②一）。

(2)　適用対象となる特定の事実の見直し

上記(2)の特定の事実から、旧商法の規定による整理開始の命令があったことが除かれ、会社法の規定による特別清算開始の命令があったことが追加されました（法令117二）。

〔適用時期〕

(1)　改正の内容の(1)の規定は、法人が平成18年５月１日以後に債務の免除を受ける場合について適用され、法人が同日前に債務の免除を受けた場合については、改正前の規定が適用されます（改正法附則33）。

(2)　平成18年５月１日前に整理開始の命令があった場合又は同日に現に係属している会社の整理に関する事件について同日以後に整理開始の命令があった場合における改正前の法令第117条第２号に定める債権については、改正の内容の(2)の改正前の規定が適用されます（改正法令附則21）。

6　その他

○　その他会社法の制定等に伴い、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1)　株主等の範囲（法２十四、改正法附則１六ロ）	○　株主等の範囲から旧有限会社法の有限会社の社員が除かれ、合同会社の社員が追加されました。	平18.5.1から施行されます。

⑵　役員の範囲（法２十五、法令７二、改正法附則１六ロ、改正法令附則１二）	○　役員の範囲に会計参与が追加されるなど、所要の整備が行われました。	平18.5.1から施行されます。
⑶　有価証券の範囲（法２二十一、改正法附則１）（法令11、改正法令附則１二、９）	○　有価証券の範囲から、自己が有する自己の株式又は出資が除かれました。 ○　有価証券に準ずるものの範囲から、旧商法に規定する１株未満の端数の部分が除かれるなど、所要の整備が行われました。	平18.4.1から施行されます。 平18.5.1前に取得した端数の部分については、従来どおり適用されます。
⑷　繰延資産の範囲（旧法令14①二、改正法令附則10①）	○　繰延資産の範囲から建設利息が除かれました。	平18.5.1前に支出した建設利息については、従来どおり適用されます。
⑸　連結納税における株式の保有関係等（法令14の３①二ロ、改正法令附則１二）	○　連結納税における株式の保有関係を判定する際に他方の法人の発行済株式又は出資から除かれる株式又は出資について、所要の整備が行われました。	平18.5.1から施行されます。
⑹　事業年度の意義（法13、改正法附則１六ロ）	○　事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（会計期間）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則若しくは規約に定めるものをいうこととされました。	平18.5.1から施行されます。
⑺　連結法人株式等の範囲（法令19①、155の９①、改正法令附則11①、30②）	○　連結法人株式等は、法人が受ける配当等の額の計算対象期間の開始の日からその計算対象期間の末日まで継続して、その配当等の支払を受ける法人と配当等の額を支払う他の法人との間に連結完全支配関係があった場合の当該他の法人の株式又は出資をいうこととされました。 ㈱「計算対象期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該他の法人から支払を受けた配当等の額の支払に係る基準日の翌日からその配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいいます。ただし、その期間が１年を超える場合は、その配当等の額の支払に係る基準日の１年前の日の翌日からその基準日までの期間となり、その配当等の額がその基準日前１年以内に設立された法人からその設立後最初に支払を受ける配当等の額である場合は、その設立の日からその基準日までの期間となります。	法人が受ける平18.5.1以後の日をその支払に係る基準日とする配当等の額について適用され、法人が受けた平18.5.1前の日をその支払に係る基準日とする配当等の額については、従来どおり適用されます。
⑻　益金に算入される配当等の元本たる株式等（法23③、81の４②、法令20①、155の７①、改正法附則26②、45）	○　益金に算入される配当等の元本たる株式等（いわゆる短期所有株式等）は、その配当等の額の支払に係る基準日（信託の収益の分配については、その計算の基礎となった期間の末日）以前１月以内に取得し、かつ、その株式等又はその株式等と銘柄を同じくする株式等をその基準日後２月以内に譲渡した場合におけるその譲渡した株式等のうちの一定のものとされました。	法人が受ける平18.5.1以後の日を基準日とする配当等の額について適用され、法人が受けたその計算の基礎となった期間の末日が平18.5.1前である配当等の額については、従来どおり適用されます。
⑼　関係法人株式等の範囲等（法令22の２①、155の10①、改正法令附則１二）（旧法令22の２②六、改正法令附則11④）	○　関係法人株式等に該当するかどうかを判定する際の株式等の所有期間は、配当等の額の支払に係る効力が生ずる日を基準とすることとされ、同日以前６月以上引き続き有しているかどうかにより判定することとされました。 ○　株式移転に係る完全子会社から株式等の譲受けをした場合の所有期間の通算制度が廃止されました。	平18.5.1から施行されます。 平18.10.1前に行われた株式等の譲受けについては、従来どおり適用されます。
⑽　みなし配当の基因となる自己株式の取得の範囲の見直し等（法令23③、改正法令附則12④）	○　みなし配当の基因となる自己株式の取得から除外される事由に、合併に反対する被合併法人の株主等の買取請求に基づく買取りが追加されたほか、所要の整備が行われました。	平18.5.1以後に生ずる事由について適用され、同日前に生じた事由による取得については、従来どおり適用されます。
⑾　みなし配当の額の通知義務（法令23④、改正法令附則12⑥）	○　みなし配当の額の通知対象に株主等である外国法人が追加されたほか、所要の整備が行われました。	平18.5.1以後に株主等である法人に金銭その他の資産を交付する場合につ

<table>
<tr><td></td><td></td><td>いて適用され、法人が同日前に株主等である法人に金銭その他の資産を交付した場合については、従来どおり適用されます。</td></tr>
<tr><td>⑿　**抱合株式に対するみなし割当て**（法24②、改正法附則26⑦）</td><td>○　分割法人の株式で分割承継法人が分割型分割の直前に有していたもの及び分割法人の株式で分割承継法人が分割型分割により分割法人又は他の分割法人から移転を受けた資産に含まれていたものに対し株式割当て等がなかった場合に株式割当て等があったものとみなす制度が廃止されたほか、所要の整備が行われました。</td><td>平18.5.1前に行った分割型分割等については、従来どおり適用されます。</td></tr>
<tr><td>⒀　**資産の評価益の計上ができる評価換え**（旧法令24①一、改正法令附則13①）</td><td>○　資産の評価益が計上できる評価換えから、組織の変更に伴って行う資産の評価換えが除かれました。</td><td>平18.5.1前の組織の変更に伴って行った資産の評価換えについては、従来どおり適用されます。</td></tr>
<tr><td>⒁　**再生計画認可の決定に準ずる事実等**（旧法令24の２①一、68の２①、改正法令附則13②）</td><td>○　資産の評価益又は評価損が計上できる事実から、旧商法の規定による整理計画の決定があったことが除かれました。</td><td>平18.5.1前にされた整理計画の決定については、従来どおり適用されます。</td></tr>
<tr><td>⒂　**資産の評価損の計上ができる評価換え**（旧法令68①一ニ・二ニ・三ヘ・四イ⑶、改正法令附則15）</td><td>○　資産の評価損が計上できる事実から、旧商法の規定による整理開始の命令があったことにより評価換えをする必要が生じたことが除かれました。</td><td>平18.5.1前に整理開始の命令があった場合又は同日に現に係属している会社の整理に関する事件について同日以後に整理開始の命令があった場合の評価換えについては、従来どおり適用されます。</td></tr>
<tr><td>⒃　**寄附金の損金不算入**（旧法37①、81の６①、令156の２①、改正法附則28①、46①）</td><td>○　寄附金の額につき確定した決算において利益又は剰余金の処分による経理をした場合の損金不算入の規定が廃止されました。</td><td>平18.5.1前に終了した事業年度等において支出した寄附金の額で利益処分による経理をしたものについては、従来どおり適用されます。</td></tr>
<tr><td>⒄　**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等**（法42①②、44①、45①②、46①、47①②、49①、法令80、83、86、156の２①、旧法令83の４、改正法附則29、改正法令附則18）</td><td>○　圧縮記帳が認められる経理方法について、次のように改正されました。
<table>
<tr><th></th><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td rowspan="4">経理方法</td><td>・　損金経理により帳簿価額を減額する方法</td><td>・　損金経理により帳簿価額を減額する方法</td></tr>
<tr><td>・　損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法</td><td>―</td></tr>
<tr><td>―</td><td>・　確定した決算において積立金として積み立てる方法</td></tr>
<tr><td>・　確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法</td><td>・　決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法㈱</td></tr>
</table>
㈱　法第46条第１項《非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の規定については適用されません。</td><td>平18.5.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</td></tr>
<tr><td>⒅　**国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入等**（法43①、48①、法令80、86、156の２①、改正法附則29、改正法令附則18）</td><td>○　特別勘定の金額の損金算入が認められる経理方法について、決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法が追加されました。</td><td>⒄の適用時期等と同じとなります。</td></tr>
</table>

⑲　**貸倒引当金勘定への繰入限度額**（法令96①一ハ・三ニ、旧法規25の２一、改正法令附則19①②、改正法規附則２）	○　個別評価金銭債権について貸倒引当金勘定に繰り入れることができる事由が次のとおり改正されました。 イ　法令第96条第１項第１号 ・　旧商法の規定による特別清算に係る協定の認可及び整理計画の決定が除かれました。 ・　会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定が追加されました。 ロ　法令第96条第１項第３号 ・　旧商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てが除かれました。 ・　会社法の規定による特別清算開始の申立てが追加されました。	平18.5.1以後にされる会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定等について適用され、同日前に行われた旧商法の規定による特別清算に係る協定の認可等については、従来どおり適用されます。
⑳　**取得請求権付株式の取得等の対価として生ずる端数の取扱い**（法令119の８の２、改正法令附則１二）	○　取得請求権付株式の請求権の行使又は新株予約権の行使により１株に満たない端数が生ずる場合のその１株に満たない端数（これに準ずるものを含みます。）に相当する部分は、法第61条の２第11項第１号又は第４号に規定する取得をする法人の株式（出資を含みます。）に含まれることとされました。	平18.5.1から施行されます。
㉑　**売買目的有価証券の時価評価金額**（法令119の13四イ、改正法令附則２）	○　売買目的有価証券のうち償還期限及び償還金額の定めのある有価証券の範囲について、次のとおり見直しが行われました。 イ　転換社債が含まれることとなりました。 ロ　償還期限に償還されないと見込まれる新株予約権付社債その他これに準ずるものが除かれました。	平18.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。
㉒　**償還有価証券の帳簿価額の調整**（法令119の14、改正法令附則２）	○　売買目的外有価証券のうち償還期限及び償還金額の定めのある有価証券の範囲について、次のとおり見直しが行われました。 イ　転換社債が含まれることとなりました。 ロ　償還期限に償還されないと見込まれる新株予約権付社債その他これに準ずるものが除かれました。	平18.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。
㉓　**繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等**（法令121の５④、改正法令附則１二）	○　繰延ヘッジ処理により、デリバティブ取引等に係る利益額又は損失額のうち益金の額又は損金の額に算入されなかった金額に相当する金額は、その適用を受ける事業年度終了の時の負債の帳簿価額又は資産の帳簿価額に含まれることが明確化されました。	平18.5.1から施行されます。
㉔　**株式譲渡請求権の行使があった場合の所得の計算**（法令136の４、改正法令附則１）	○　有価証券の範囲から、自己が有する自己の株式又は出資が除かれたことに伴い、所要の整備が行われました。	平18.4.1から施行されます。
㉕　**一株未満の株式等の処理の場合等の所得計算の特例**（法令139の３、改正法令附則25）	○　制度の対象に、新株予約権者に端数代わり金を交付すべきものとして収入する金額又は新株予約権者に端数代わり金として交付した金額が追加されたほか、所要の整備が行われました。	平18.5.1以後に株主等又は新株予約権者に交付すべきものとして収入する金額及び交付する金額について適用され、同日前に株主等に交付すべきものとして収入した金額及び交付した金額については、従来どおり適用されます。
㉖　**分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整**（法61の13①、81の10①、改正法附則37①②、49①②）	○　制度の対象となる譲渡損益調整資産を譲渡した場合から、株式又は出資をその発行法人に譲渡した場合が除かれました。	平18.4.1以後に譲渡損益調整資産を譲渡する場合に適用され、同日前に改正前の譲渡損益調整資産を譲渡した場合は従来どおり適用されます。

		平18.3.31に譲渡損益調整資産（自己の株式又は出資に限ります。）を有していた場合には、その譲渡損益調整資産につき平18.4.1において損益戻入れ事由が生じたものとみなされます。
㉗　欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実（法令154の３、156①、改正法令附則28、35）	○　欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実から、旧商法の規定による整理開始の命令が除かれました。	平18.5.1前に整理開始の命令があった場合又は同日に現に係属している会社の整理に関する事件について同日以後に整理開始の命令があった場合には、従来どおり適用されます。
㉘　恒久的施設を有しない外国法人の課税所得（法令187①三、改正法令附則１二）	○　国内源泉所得に関し、内国法人の発行する株式について、所要の整備が行われました。	平18.5.1から施行されます。

Ⅲ　企業組織再編成に関する改正

1　株式交換又は株式移転に係る課税の特例制度の整備

〔制度の概要〕

⑴　特定子会社の株主における特定子会社株式の譲渡損益に対する課税の繰延制度

この制度は、特定子会社（株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」といいます。）により完全子会社となる法人をいいます。以下同じ。）の株主である法人が、その有する特定子会社の株式につき株式交換等による移転があったことにより特定親会社（株式交換等により完全親会社となる法人をいいます。以下同じ。）から新株の割当てを受けた場合において、その特定親会社における特定子会社株式の受入価額がその法人の帳簿価額以下であること等の要件を満たすときには、その法人の特定子会社株式の譲渡損益に対する課税を繰り延べるというものです（旧措法67の９）。

⑵　特定子会社における株式移転後の子会社株式等の譲渡益に対する課税の繰延制度

この制度は、株式移転が行われた後に特定子会社が特定親会社に対して子会社株式等の譲渡をした場合において、その子会社株式等の譲渡時における価額が譲渡直前の帳簿価額を超えていること等の要件を満たすときには、その子会社株式等の譲渡利益相当額はその特定子会社のその譲渡をした日を含む事業年度の損金の額に算入するというものです（旧措法67の10）。

〔改正の内容〕

⑴　租税特別措置法に規定されていた上記⑴及び⑵の制度が廃止されました。

⑵　株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人に係る制度

法人税法において、適格株式交換及び適格株式移転が創設されました（法２十二の十六・十二の十七、法令４の２⑫～⑳）。

適格株式交換又は適格株式移転の適格要件の概要は、次の表のとおりです。

	グループ内の株式交換・株式移転		共同事業を営むための株式交換・株式移転
	100%グループ内	50%超グループ内	
適格株式交換	＜同一者支配法人間の株式交換＞ （法２十二の十六イ、法令４の２⑫） ・　同一者による完全支配関係の継続	＜当事者間の株式交換＞ （法２十二の十六ロ、法令４の２⑬一） ①　当事者間の支配関係の継続 ②　従業者の継続従事（80%以上） ③　主要な事業の継続 ＜同一者支配法人間の株式交換＞ （法２十二の十六ロ、法令４の２⑬二） ①　同一者による支配関係の継続 ②　従業者の継続従事（80%以上） ③　主要な事業の継続	［株式交換完全子法人に係る要件］ （法２十二の十六ハ、法令４の２⑮） ①　事業関連性 ②　事業規模が５倍を超えないこと又は特定役員のいずれかが退任しないこと ③　従業者の継続従事（80%以上） ④　主要な事業の継続 ⑤　完全親子関係の継続 ［株式交換完全子法人の株主に係る要件］ ⑥　その株主の株式交換完全親法人株式の継続保有（80%以上） ※　株主数50人未満の場合に限ります。
適格株式移転	＜同一者支配法人間の株式移転＞ （法２十二の十七イ、法令４の２⑯） ・　同一者による完全支配関係の継続 ＜１の法人のみが株式移転完全子法人となる株式移転＞ （法２十二の十七イ、法令４の２⑰） ・　完全親子関係の継続	＜当事者間の株式移転＞ （法２十二の十七ロ、法令４の２⑱一） ①　株式移転完全親法人による支配関係の継続 ②　従業者の継続従事（80%以上） ③　主要な事業の継続 ＜同一者支配法人間の株式移転＞ （法２十二の十七ロ、法令４の２⑱二） ①　同一者による支配関係の継続 ②　従業者の継続従事（80%以上） ③　主要な事業の継続	［株式移転完全子法人に係る要件］ （法２十二の十七ハ、法令４の２⑳） ①　事業関連性 ②　事業規模が５倍を超えないこと又は特定役員のいずれかが退任しないこと ③　従業者の継続従事（80%以上） ④　主要な事業の継続 ⑤　完全親子関係の継続 ［株式移転完全子法人の株主に係る要件］ ⑥　その株主の株式移転完全親法人株式の継続保有（80%以上） ※　株主数50人未満の場合に限ります。

㈱１　いずれの株式交換又は株式移転についても、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株主に株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式以外の資産（一定の資産を除きます。）が交付されないことが必要です。

２　「株式交換完全子法人」とは、株式交換によりその株主の有する株式を他の法人に取得させたその株式を発行した法人をいいます（法２十二の六の三）。

３　「株式交換完全親法人」とは、株式交換により他の法人の株式を取得したことによってその法人の発行済株式の全部を有することとなった法人をいいます（法２十二の六の四）。

４　「株式移転完全子法人」とは、株式移転によりその株主の有する株式をその株式移転により設立された法人に取得させたその株式を発行した法人をいいます（法２十二の六の五）。

５　「株式移転完全親法人」とは、株式移転により他の法人の発行済株式の全部を取得したその株式移転により設立された法人をいいます（法２十二の七）。

６　「同一者による完全支配関係」とは、株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間又は株式移転完全親法人と株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人との間にある、同一の者によってそれぞれの法人の発行済株式等の100%を直接又は間接に保有される関係をいいます（法令４の２⑫⑯）。

７　「当事者間の支配関係」とは、株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間にある、いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の50%超100%未満の数の株式を直接又は間接に保有する関係をいいます（法令４の２⑬一）。

８　「同一者による支配関係」とは、株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間又は株式移転完全親法人と株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人との間にある、同一の者によってそれぞれの法人の発行済株式等の総数の50%超100%未満の数の株式を直接又は間接に保有される関係をいいます（法令４の２⑬二・⑱二）。

９　「株式移転完全親法人による支配関係」とは、株式移転前に株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の50%超100%未満の数の株式を直接又は間接に保有する関係があり、かつ、その株式移転後に株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間にある、株式移転完全親法人によってそれぞれの法人の発行済株式等の総数の50%超100%未満の数の株式を直接又は間接に保有される関係をいいます（法令４の２⑱一）。

10　「完全親子関係」とは、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人が、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人若しくは株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人の発行済株式等の100%を直接又は間接に保有する関係をいいます（法令４の２⑮六・⑰・⑳六）。

(3) 株式交換完全子法人の株主又は株式移転完全子法人の株主に係る制度

法人税法において、株式交換完全子法人の株主が、その有していた株式交換完全子法人の株式につき株式交換（株式交換完全親法人の株式以外の資産が交付されなかったものに限ります。）により株式交換完全親法人の株式の交付を受けた場合における株式交換完全子法人の株式の譲渡損益に対する課税の繰延制度が創設されました（法61の２⑦）。

また、株式移転完全子法人の株主についても同様の制度が創設されました（法61の２⑧）。（**11ページⅡ４〔改正の内容〕(1)二参照**）

〔適用時期〕

(1) 法人が平成18年10月１日前に行った特定子会社株式の株式交換等による移転及び子会社株式等の譲渡に係る法人税については、改正の内容の(1)の改正前の規定が適用されます（改正法附則120①）。

(2) 改正の内容の(2)及び(3)の規定は、平成18年10月１日以後に行われる株式交換及び株式移転について適用されます（改正法附則24④、35③）。

2 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益制度の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする株式交換又は株式移転（適格株式交換及び適格株式移転を除きます。以下「非適格株式交換等」といいます。）を行った場合には、その法人が非適格株式交換等の直前の時において有する時価評価資産の評価益又は評価損は、その非適格株式交換等の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました（法62の９、法令123の11）。

(1) 適用対象となる時価評価資産

適用対象となる時価評価資産とは、次の表に掲げる資産（資産の価額とその帳簿価額との差額がその法人の資本金等の額の２分の１相当額と1,000万円のいずれか少ない金額に満たないものを除きます。）をいいます（法62の９①、法令123の11①②）。

① 固定資産（非適格株式交換等の日の属する事業年度開始の日前５年以内に開始した各事業年度等において一定の圧縮記帳の規定の適用を受けた減価償却資産を除きます。）
② 土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除きます。）
③ 有価証券（売買目的有価証券及び償還有価証券を除きます。）
④ 金銭債権
⑤ 繰延資産

(2) 時価評価資産の評価益又は評価損

時価評価資産の評価益又は評価損とは、それぞれ次に掲げる金額をいいます（法62の９①）。

イ 時価評価資産の評価益…その時価評価資産の非適格株式交換等の直前の時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額

ロ 時価評価資産の評価損…その時価評価資産の非適格株式交換等の直前の時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額

〔適用時期〕

法人が、平成18年10月１日以後に行う株式交換及び株式移転について適用されます（改正法附則40）。

3　非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等制度の創設

〔創設された制度の概要〕

非適格合併等により受け入れた資産又は負債の額と交付した対価との差額を資産調整勘定、退職給与負債調整勘定、短期重要負債調整勘定及び差額負債調整勘定とすることとされました（法62の８、法令123の10、法規27の16）。

㈱「非適格合併等」とは、①適格合併に該当しない合併、②適格分割に該当しない分割、適格現物出資に該当しない現物出資又は事業の譲受け（以下「非適格分割等」といいます。）のうち、その非適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は移転法人のその非適格分割等の直前において営む事業及びその事業に係る主要な資産又は負債のおおむね全部がその非適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は譲受け法人に移転するものをいいます（法令123の10①）。

(1)　非適格合併等により移転を受ける資産等に係る資産調整勘定の金額

イ　資産調整勘定

法人が非適格合併等によりその非適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事業の譲受けに係る移転法人（以下「被合併法人等」といいます。）から資産又は負債の移転を受けた場合において、その法人がその非適格合併等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（その非適格合併等において被合併法人等から支出を受けた寄附金相当額を含み、被合併法人等に対して支出をした寄附金相当額を除きます。以下「非適格合併等対価額」といいます。）がその移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額を超えるときは、その超える部分の金額のうち一定の金額は資産調整勘定の金額とすることとされました（法62の８①、法令123の10①～⑥、法規27の16）。

ロ　資産調整勘定の減額処理

資産調整勘定の金額を有する法人は、資産調整勘定の金額の当初計上額を60で除した金額に当該事業年度の月数を乗じて計算した金額を減額し、その減額すべき金額を損金の額に算入することとされました（法62の８④⑤）。

(2)　非適格合併等に伴い引継ぎを受けた従業者に係る退職給与負債調整勘定の金額

イ　退職給与負債調整勘定

法人が非適格合併等に伴い被合併法人等から引継ぎを受けた従業者につき退職給与債務引受けをした場合には、その従業者に係る退職給付引当金相当額（退職給与債務引受額）は退職給与負債調整勘定の金額とすることとされました（法62の８②一、法令123の10⑦）。

㈱「退職給与債務引受け」とは、非適格合併等後の退職その他の事由により、その引継ぎを受けた従業者に支給する退職給与の額につき、非適格合併等前における在職期間その他の勤務実績等を勘案して算定する旨を約し、かつ、これに伴う負担の引受けをすることをいいます（法62の８②一）。

ロ　退職給与負債調整勘定の減額処理

退職給与負債調整勘定の金額を有する法人は、退職給与引受従業者（退職給与債務引受けの対象とされた従業者をいいます。以下同じ。）が退職その他の事由によりその法人の従業者でなくなった場合又は退職給与引受従業者に対して退職給与を支給する場合には、退職給与負債調整勘定の金額のうちこれらの退職給与引受従業者に係る部分の金額とされる一定の金額を減額し、その減額すべき金額を益金の額に算入することとされました（法62の８⑥一・⑧）。

(3)　非適格合併等により移転を受けた事業に係る短期重要負債調整勘定の金額

イ　短期重要負債調整勘定

法人が非適格合併等により被合併法人等から移転を受けた事業に係る将来の債務（その事業の利益に重大な影響を与えるものに限られ、退職給与債務引受けに係るもの及び既にその履行をすべきことが確定しているものを除きます。）で、その履行が非適格合併等の日からおおむね３年以内に見込まれるものについて、その法人がその履行に係る負担の引受けをした場合には、短期重要債務

見込額は短期重要負債調整勘定の金額とすることとされました（法62の８②二）。

㈱ 「短期重要債務見込額」は、債務の額に相当する金額として移転を受けた事業につき生ずるおそれのある損失の額と見込まれる金額が非適格合併等により移転を受けた資産の取得価額の合計額の20%相当額を超える場合におけるその債務の額に限られます（法令123の10⑧）。

ロ　短期重要負債調整勘定の減額処理

短期重要負債調整勘定の金額を有する法人は、短期重要債務見込額に係る損失が生じ、又は非適格合併等の日から３年が経過した場合には、短期重要負債調整勘定の金額のうちその損失相当額（３年が経過した場合にあっては、短期重要負債調整勘定の金額）を減額し、その減額すべき金額を益金の額に算入することとされました（法62の８⑥二・⑧）。

(4)　非適格合併等により移転を受ける資産等に係る差額負債調整勘定の金額

イ　差額負債調整勘定

法人が非適格合併等により被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、その非適格合併等に係る非適格合併等対価額がその移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額に満たないときは、その満たない部分の金額は差額負債調整勘定の金額とすることとされました（法62の８③）。

ロ　差額負債調整勘定の減額処理

差額負債調整勘定の金額を有する法人は、差額負債調整勘定の金額の当初計上額を60で除した金額に当該事業年度の月数を乗じて計算した金額を減額し、その減額すべき金額を益金の額に算入することとされました（法62の８⑦⑧）。

(5)　明細書の添付

資産調整勘定の金額又は退職給与負債調整勘定の金額、短期重要負債調整勘定の金額若しくは差額負債調整勘定の金額を有する法人は、その有することとなった事業年度及びこれらの金額を減額する事業年度の確定申告書に、その有することとなった金額の計算又は損金の額若しくは益金の額に算入される金額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（法令123の10⑨）。

〔適用時期〕

法人が平成18年５月１日以後に行う非適格合併等について適用されます（改正法附則39）。

4　その他

○　その他の企業組織再編成に関する規定について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1)　事後設立法人の定義 （法２十二の六、改正法附則１六ロ）	○　旧有限会社法に規定する契約に基づき行われる資産又は負債の移転が事後設立から除かれるなど、会社法の制定に伴って所要の整備が行われました。	平18.5.1から施行されます。
(2)　適格合併の定義（法２十二の八、改正法附則１六ロ）	○　適格合併の要件に関して、次の改正が行われました。 イ　適格合併の判定における被合併法人の株主等に交付される合併法人の株式又は出資以外の資産から除かれるものの範囲に、合併に反対する株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が追加されました。	平18.5.1から施行されます。
（法令４の２③二、改正法令附則２）	ロ　共同事業要件の判定を行う際の特定役員の範囲に代表執行役が含まれることが明確化されました。	平18.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
（法規３の２、改正法規附則１）	ハ　共同事業要件の判定を行う際の継続して保有する株式から除かれることとなる議決権のない株式の範囲について所要の	平18.4.1から施行されます。

	整備が行われました。	
(3) 分割型分割の定義（法２十二の九、改正法附則１六ロ、24②）	○　分割型分割は、分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産（以下「分割対価資産」といいます。）のすべてがその分割の日においてその分割法人の株主等に交付される場合のその分割をいうこととされました。	平18.5.1以後に行われる分割について適用され、同日前に行われた分割については、従来どおり適用されます。
(4) 分社型分割の定義（法２十二の十、改正法附則１六ロ、24②）	○　分社型分割は、分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産がその分割の日においてその分割法人の株主等に交付されない場合のその分割をいうこととされました。	(3)の適用時期等と同じとなります。
(5) 適格分割の定義（法２十二の十一、改正法附則１六ロ） （法令４の２③二･⑥二、改正法令附則２） （法規３の２、改正法規附則１）	○　適格分割型分割の判定における分割法人の株主等に交付される分割承継法人の株式又は出資以外の資産から除かれるものの範囲について所要の整備が行われました。 ○　(2)ロと同様の改正が行われました。 ○　(2)ハと同様の改正が行われました。	平18.5.1から施行されます。 (2)ロの適用時期等と同じとなります。 (2)ハの適用時期等と同じとなります。
(6) 適格現物出資の定義（法２十二の十四、改正法附則１六ロ、24②） （法令４の２③二･⑩二、改正法令附則２）	○　適格現物出資の対象となる現物出資の範囲から、新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付が除かれました。 ○　(2)ロと同様の改正が行われました。	平18.5.1以後に行われる現物出資について適用され、同日前に行われた現物出資については、従来どおり適用されます。 (2)ロの適用時期等と同じとなります。
(7) 棚卸資産の取得価額の特例（法令33④、改正法令附則１一）	○　棚卸資産について、非適格株式交換等による時価評価が行われた場合には、非適格株式交換等の日の属する事業年度以後の各事業年度における棚卸資産の評価額の計算については、その非適格株式交換等の時においてその棚卸資産の取得価額にその評価益又は評価損に相当する金額を加算又は減算した金額によりその棚卸資産を取得したものとみなすこととされました。	平18.10.1から施行されます。
(8) 減価償却資産の償却の方法（法令48③～⑥、改正法令附則１一）	○　定率法を採用している減価償却資産について、非適格株式交換等による時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その非適格株式交換等による時価評価が行われた事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算上、その減価償却資産について既に損金の額に算入された金額には、その減額された金額を含むものとされました。 ○　生産高比例法又はリース期間定額法を採用している鉱業用減価償却資産若しくは鉱業権又は国外リース資産について、非適格株式交換等による時価評価が行われた場合には、その非適格株式交換等による時価評価が行われた事業年度以後の各事業年度の償却限度額は、その非適格株式交換等による時価評価後の帳簿価額を基礎として計算することとされました。	平18.10.1から施行されます。 同　上
(9) 減価償却資産の取得価額（法令54④、改正法令附則１一）	○　減価償却資産について、非適格株式交換等による時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、その非適格株式交換等による時価評価が行われた事業年度以後の各事業年度においては、従前の取得価額にその帳簿価額が増額された金額を加算した金額に相当する金額をもってその資産の取得価額とみなすこととされました。	平18.10.1から施行されます。
(10) 陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例（法令60の２⑤、改正法令附則１一）	○　陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例の適用を受ける場合、(8)の改正と同様に、その減価償却資産について既に損金の額に算入された金額には、非適格株式交換等による時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された金額を含むものとされました。	平18.10.1から施行されます。
(11) 減価償却資産の償却可能限度額（法令61①、改正法令附則１一）	○　減価償却資産について、非適格株式交換等による時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その減額された金額を当該事業年度までの各事業年度においてした	平18.10.1から施行されます。

	償却の額の累積額に含めて償却可能限度額の計算を行うこととされました。	
⑿　損金経理額とみなされる金額がある減価償却資産の範囲等（法令61の３表五、改正法令附則１一）	○　減価償却資産について、非適格株式交換等による時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、その増額された金額は、その非適格株式交換等による時価評価が行われた事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなすこととされました。	平18.10.1から施行されます。
⒀　繰延資産の償却限度額（法令64②～④、改正法令附則１一）	○　繰延資産の償却限度額について、⑻に準じた改正が行われました。	平18.10.1から施行されます。
⒁　損金経理額とみなされる金額がある繰延資産の範囲等（法令66の２表五、改正法令附則１一）	○　繰延資産の損金経理額とみなされる金額について、⑿に準じた改正が行われました。	平18.10.1から施行されます。
⒂　適格合併等による欠損金の引継ぎ等（法令112⑦五、改正法令附則２）	○　特定資本関係を有する法人間で行われた適格合併等が共同事業要件を満たすかどうかを判定する際の特定役員の範囲に代表執行役が含まれることが明確化されました。	平18.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
⒃　移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例（法令119の３④、改正法令附則１一）	○　移動平均法を適用する有価証券について、非適格株式交換等による時価評価が行われた場合には、その有価証券の一単位当たりの帳簿価額は、その有価証券の非適格株式交換等の直前の帳簿価額に非適格株式交換等による時価評価による評価益又は評価損の金額を加算又は減算した金額を基礎として算出することとされました。	平18.10.1から施行されます。
⒄　評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例（法令119の４①、改正法令附則１一） （法令119の４③、改正法令附則１二）	○　総平均法を適用する有価証券について、非適格株式交換等による時価評価が行われた場合には、評価換前期間（当該事業年度開始の時から非適格株式交換等による時価評価の直前の時までの期間）及び評価換後期間（その非適格株式交換等による時価評価が行われた時から当該事業年度終了の時までの期間）をそれぞれ一事業年度とみなして、その有価証券の一単位当たりの帳簿価額を算出することとされました。 ○　株式等無償交付を受けた場合における有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出についても、上記の改正と同様の改正が行われました。	平18.10.1から施行されます。 平18.5.1から施行されます。
⒅　売買目的有価証券の範囲（法令119の12四、改正法令附則１一）	○　売買目的有価証券の範囲に、法人が株式交換又は株式移転により交付を受けた株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式で、その株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式が売買目的有価証券とされていたものが追加されました。	平18.10.1から施行されます。
⒆　外貨建資産等の評価換えをした場合のみなし取得による換算（法令122の２、改正法令附則１一）	○　外貨建資産等について非適格株式交換等による時価評価が行われた場合には、その外貨建資産等の取得又は発生の基因となった外貨建取引は、その非適格株式交換等による時価評価が行われた時において行ったものとみなすこととされました。	平18.10.1から施行されます。
⒇　連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益（法61の11①四、改正法附則36①）	○　連結納税の開始に伴う資産の時価評価の適用除外とされる法人の範囲について、次のとおり見直しが行われました。 イ　内国法人が最初連結親法人事業年度開始の日の５年前の日からその開始の日までの間に適格株式交換を行い、かつ、その内国法人がその適格株式交換の日からその開始の日まで継続してその適格株式交換に係る株式交換完全子法人であった法人の発行済株式の全部を直接又は間接に保有している場合	平18.10.1以後に行われる適格株式交換に係る株式交換完全子法人について適用されます。

（法61の11①五、改正法附則36②） （旧法61の11①六、旧法令122の12⑤、改正法附則36③、改正法令附則１一）	のその法人が追加されました。 ロ　内国法人が最初連結親法人事業年度開始の日の５年前の日からその開始の日までの間に適格株式交換又は適格株式移転により一定の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有することとなり、かつ、その内国法人がその適格株式交換又は適格株式移転の日からその開始の日まで継続してその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合のその法人が追加されました。 ハ　内国法人が最初連結親法人事業年度開始の日の５年前の日からその開始の日までの間に株式交換により一定の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有することとなり、かつ、その株式交換の日からその開始の日まで継続してその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合のその法人が除かれました。	平18.10.1以後に行われる適格株式交換又は適格株式移転に係る法人について適用されます。 平18.10.1前に行われた株式交換に係る法人については、従来どおり適用されます。
㉑　**連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益**（法61の12①二、改正法附則36④） （法61の12①三、改正法附則36⑤） （旧法61の12①四、旧法令122の13②、改正法附則36⑥、改正法令附則１一）	○　連結納税への加入に伴う資産の時価評価の適用除外とされる法人の範囲について、次のとおり見直しが行われました。 イ　連結親法人が適格株式交換により法人の発行済株式の全部を有することとなった場合のその法人が追加されました。 ロ　連結親法人が適格株式交換により一定の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有することとなった場合のその法人が追加されました。 ハ　連結親法人が株式交換により一定の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなった場合のその法人が除かれました。	⒇イの適用時期等と同じとなります。 平18.10.1以後に行われる適格株式交換に係る法人について適用されます。 ⒇ハの適用時期等と同じとなります。
㉒　**合併により移転する負債に含まれる未納法人税等**（法令123②、改正法令附則24①）	○　合併又は分割により合併法人又は分割承継法人に移転する負債には、法人のその合併又は分割により消滅する新株予約権に代えてその新株予約権の新株予約権者に交付すべき資産の交付に係る債務を含むものとされました。 　この場合において、適格合併又は適格分割に係るその交付すべき資産がその合併法人又は分割承継法人の新株予約権であるときは、その債務の帳簿価額は、その消滅する新株予約権のその法人における消滅の直前の帳簿価額に相当する金額とすることとされました。	平18.5.1以後に行われる合併又は分割について適用されます。
㉓　**分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整**（法令122の14④八、155の22③八、改正法令附則１一）	○　譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入することとなる事由に、非適格株式交換等による時価評価が行われたことが追加されました。	平18.10.1から施行されます。
㉔　**株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割**（法62の６①、法令123の７、改正法附則38①、改正法令附則24④）	○　分割型分割と分社型分割との中間型の分割は、分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付をする分割をいうこととされました。	平18.5.1以後に行われる分割について適用され、同日前に行われた分割については、従来どおり適用されます。
㉕　**分割法人の株主等に交付されるべき分割承継法人の株式の端数の取扱い**（法令123の２の２、改正法令附則24②）	○　分割法人が分割型分割によりその株主等の有する分割法人の株式の数の割合に応じて交付すべき分割承継法人の株式の数に１株に満たない端数が生ずる場合において、その端数に応じて金銭が交付されるときは、その端数に相当する部分は、その分割型分割によりその株主等に交付されるその分割承継法人の株式に含まれるものとして、分割法人、分割承継法人及び株主等の所得の金額を計算することとされました。	平18.5.1以後に行われる分割型分割について適用されます。
㉖　**特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入**（法62の７①、改正法附則１四ロ）	○　特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の適用期間内に法第62条の９第１項《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》の規定の適用を受ける場合には、その適用期間は、特定適格合併等事業年度開始の日から	平18.10.1から施行されます。

	その適用を受ける事業年度終了の日までの期間とされました。	
（法令123の８⑤、改正法令附則１一）	○　特定引継資産又は特定保有資産について、法第62条の９第１項の規定の適用がある場合には、その規定による評価損は特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額とされました。	同　上
（法令123の８⑧二・⑰、改正法令附則１一）	○　損失の額の発生の基因となる特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由に、法第62条の９第１項の規定の適用を受ける場合のその評価損の計上が追加されました。	同　上
（法令123の８⑫二・四・⑰、155の５五、改正法令附則１一）	○　利益の額の発生の基因となる特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えに、法第62条の９第１項の規定の適用を受ける場合のその評価益の計上及び措法第64条の２第11項《収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合の非適格株式交換等による特別勘定の取崩し等が追加されました。	同　上
（法62の７④⑤、改正法附則23）	○　本制度と法第61条第１項《特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入》の規定との重複適用の排除について所要の整備が行われました。	平18.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。
（法令123の８④五、改正法令附則２）	○　特定資本関係法人との間で行われた適格合併等が共同事業要件を満たすかどうかを判定する際の特定役員の範囲に代表執行役が含まれることが明確化されました。	同　上
（法令123の８⑯、改正法令附則２）	○　特定保有資産に該当するかどうかの判定について、特定適格合併等の日の属する事業年度開始の日における帳簿価額又は取得価額によって判定することが明確化されました。	同　上
(27)　長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度（法63③、法令126の２、126の３、128、改正法附則41、改正法令附則１一）	○　非適格株式交換等を行った株式交換完全子法人等が、非適格株式交換等の日の属する事業年度において延払基準の適用を受けている場合（一定の場合を除きます。）には、その資産の販売等に係る収益の額及び費用の額は、非適格株式交換等の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されるなど、所要の整備が行われました。	平18.10.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。
(28)　連結欠損金の繰越し（法81の９②、令155の19③～⑤、改正法附則47①、改正法令附則31）	○　最初連結親法人事業年度開始の日前５年以内に行われた株式移転に係る株式移転完全子法人のその開始の日前７年以内に開始した各事業年度において生じた青色欠損金額等のうち、適格株式移転に該当しない株式移転の日の属する事業年度前の各事業年度において生じたものが、連結欠損金とみなされないなど、所要の整備が行われました。	連結子法人が平18.10.1以後に行う適格株式移転に該当しない株式移転に係る株式移転完全子法人である場合におけるその株式移転の日の属する事業年度等前の各事業年度等に生じた欠損金等について適用され、同日前に行われた株式移転については従来どおり適用されます。
(29)　組織再編成に係る行為又は計算の否認（法132の２、改正法附則55②）	○　組織再編成に係る行為又は計算の否認の対象となる組織再編成の範囲に、株式交換及び株式移転が追加されました。	平18.10.1以後に行う行為又は計算について適用され、同日前に行った行為又は計算については、従来どおり適用されます。
(30)　旧退職給与引当金（14年８月改正法令附則５⑪四・五、改正法令附則37、38）	○　資本金の額又は出資金の額が１億円を超える普通法人等が合併法人等となる組織再編成が行われた場合又は非適格合併等（21ページⅢ３〔改正の内容〕参照）に該当する組織再編成が行われた場合には、退職給与引当金の引継ぎができないこととされました。	平18.4.1以後に行われる組織再編成について適用されます。

Ⅳ　税額の計算に関する改正

1　同族会社の留保金課税制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、同族会社（同族会社であることについての判定の基礎となった株主又は社員のうちに同族会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主又は社員から除外して判定するものとした場合においても同族会社となるものに限ります。）の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常の法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の表に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に次の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とするというものです（旧法67①）。

金　額　の　区　分	割　合
年3,000万円以下の金額	10%
年3,000万円を超え、年１億円以下の金額	15%
年１億円を超える金額	20%

〔改正の内容〕

(1)　対象となる会社の範囲の改正

留保金課税の適用対象となる法人は、同族会社（上位３株主グループによる判定）から特定同族会社（上位１株主グループによる判定）とされました。

イ　適用対象法人

適用対象となる特定同族会社とは、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主又は社員のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主又は社員から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるものをいいます（法67①）。

ロ　被支配会社の判定

被支配会社とは、会社の上位１株主グループ（株主又は社員（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の１人並びにこの株主又は社員と特殊の関係のある個人及び法人を一のグループとした場合のそのグループをいいます。）が、次に掲げる場合に該当する場合におけるその会社をいいます（法67②、法令139の７）。

(イ)　その会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合（法67②）
(ロ)　その会社の議決権（６ページⅡ１〔改正の内容〕(1)の表参照）のいずれかにつきその総数（その議決権を行使することができない株主等が有する議決権の数を除きます。）の50%を超える数を有する場合（法令139の７⑤）
(ハ)　その会社（合名会社、合資会社又は合同会社に限ります。）の社員（その会社が業務を執行する社員を定めた場合にあっては、業務を執行する社員）の総数の半数を超える数を占める場合（法令139の７⑤）

(2)　留保控除額の改正

イ　留保控除額

留保控除額は、次の表の改正後の欄に掲げる金額のうち最も多い金額とされました（法67⑤）。

	改　正　前	改　正　後
①所得基準額	所得等の金額×35%	所得等の金額×40%（中小特定同族会社は50%）（法67⑤一）
②定額基準額	年1,500万円	年2,000万円（法67⑤二）

③積立金基準額	期末資本の金額又は期末出資金額の25％－利益積立金額	期末資本金の額又は期末出資金の額の25％－利益積立金額（法67⑤三）
④自己資本基準額	――	前事業年度終了の時の自己資本比率が30％に満たない場合におけるその満たない部分に相当する金額（中小特定同族会社に限ります。）（法67⑤四）

㈱　中小特定同族会社とは、当該事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が１億円以下である特定同族会社をいいます（法67⑤）。

ロ　自己資本基準額（上記イ④）

(ｲ)　自己資本比率は、次の算式により計算します（法67⑤四）。

（算　式）

$$\text{自己資本比率（\%）} = \frac{\text{前年度自己資本額}}{\text{前年度総資産額}} \times 100$$

㈱１　分子の「前年度自己資本額」とは、中小特定同族会社の前事業年度終了の時における資本金等の額及び利益積立金額の合計額にその中小特定同族会社の同族株主等からの借入金等の金額を加算した金額をいいます（法67⑤四、法令140②）。

２　分母の「前年度総資産額」とは、中小特定同族会社の前事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額をいいます（法67⑤四、法令140①）。

(ﾛ)　前事業年度終了の時の自己資本比率が30％に満たない場合におけるその満たない部分に相当する金額は、次の算式により計算します（法67⑤四、法令140⑥）。

（算　式）

$$\text{満たない部分に相当する金額} = (\text{前年度総資産額} - \text{前年度自己資本額}) \times \frac{3}{7} - \text{前年度自己資本額}$$

(3)　支払配当等の取扱いの整備

会社法の制定に伴い、特定同族会社の留保金額については、当該事業年度の所得等の金額から当該事業年度において支払に係る効力が生ずるその特定同族会社による剰余金の配当等の額を減算して計算することとされましたが、その剰余金の配当等のうち、その支払に係る決議の日がその支払に係る基準日の属する事業年度終了の日の翌日からその基準日の属する事業年度に係る決算の確定の日までの期間内にあるもの（一定の連結法人間配当を除きます。）の額は、その基準日の属する事業年度に支払われたものとして留保金額を計算することとされました（法67④、法令139の11）。

(4)　連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています（法81の13、法令155の25の２、155の25の３、155の43）。

〔適用時期〕

(1)　改正の内容の(1)及び(2)の規定は、平成18年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則23、改正法令附則２）。

(2)　改正の内容の(3)の規定は、平成18年５月１日以後に終了する事業年度にその支払に係る基準日がある剰余金の配当又は利益の配当について適用されます（改正法附則43①）。

(3)　改正の内容の(4)の規定（改正の内容の(1)及び(2)の措置に準じた措置に係る規定）は、連結法人の連結親法人事業年度が平成18年４月１日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則51①、改正法令附則34①）。

また、改正の内容の(4)の規定（改正の内容の(3)の措置に準じた措置に係る規定）は、平成18年５月１日以後に終了する連結事業年度にその支払に係る基準日がある剰余金の配当又は利益の配当につい

て適用されます（改正法附則51②、改正法令附則34②）。

(4)　その他所要の経過措置が講じられています（改正法附則43②、51）。

2　その他

○　その他の税額の計算に関する規定について、次の改正が行われました。

<table>
<tr><th>改　正　事　項</th><th>改　　正　　の　　内　　容</th><th>適　用　時　期　等</th></tr>
<tr><td>(1)　法人税の税率（法66①～③、81の12①～③、82の４、99①②、102①三、143①～③、145の４、旧負担軽減措置法16①～⑥、改正法附則42、50、53、54、56、57）</td><td>○　負担軽減措置法が廃止され、次の税率について、廃止前の負担軽減措置法における税率が法人税法における税率とされました。なお、適用される税率の変更はありません。
イ　各事業年度の所得に対する税率
ロ　各連結事業年度の連結所得に対する税率
ハ　特定信託の各計算期間の所得に対する税率
ニ　清算所得に対する税率
ホ　清算中の各事業年度の残余財産の一部分配に対する税率</td><td>平19.1.1以後に開始する事業年度等分の法人税及び同日以後の解散による清算所得等の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税及び同日前の解散による清算所得等の法人税については、従来どおり適用されます。</td></tr>
<tr><td>(2)　留保金額から控除する金額等（法令139の８①、155の23①、旧法令139の７①、155の23①②、改正法令附則２）

（法令139の８②、155の23②、旧法令139の７②、155の23②、改正法令附則26③、32②）</td><td>○　特定同族会社の留保金額の計算上、留保金額から控除することとされる他の法人から受ける配当等の額は、その配当等の額の支払に係る基準日にその特定同族会社との間に連結完全支配関係がある法人が支払う配当等の額とされました。

○　特定同族会社の留保金額の計算上、留保金額に加算することとされる他の法人に支払う配当等の額は、その配当等の額の支払に係る基準日にその特定同族会社との間に連結完全支配関係がある法人に支払う配当等の額とされました。</td><td>平18.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
平18.5.1以後にその支払に係る基準日がある配当等の額について適用されます。</td></tr>
<tr><td>(3)　他の連結法人から受ける配当等の額（法令139の９、155の24、旧法令139の８、155の24、改正法令附則２）</td><td>○　留保金額の計算上、受取配当等の益金不算入額から除かれる金額は、特定同族会社が当該事業年度において受ける配当等のうち、その支払に係る基準日にその特定同族会社との間に連結完全支配関係がある他の法人から受ける配当等の額に係るもの等とされました。</td><td>平18.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。</td></tr>
<tr><td>(4)　法人税額から控除する所得税額の計算（法令140の２②、155の26②、改正法令附則27①、33①）

（旧法令140の２④六、改正法令附則27③）</td><td>○　法人税の額から控除する配当等に係る所得税の額は、計算の基礎となる期間について、その配当等の額の支払を受ける直前にその配当等の額を支払う他の法人から支払を受けた配当等の額の支払に係る基準日の翌日からその配当等の額の支払に係る基準日までの期間とされました。ただし、その期間が１年を超える場合は、その配当等の額の支払に係る基準日の１年前の日の翌日からその基準日までの期間となり、その配当等の額がその基準日前１年以内に設立された法人からその設立後最初に支払を受ける配当等の額である場合は、その設立の日からその基準日までの期間となります。
○　株式移転に係る完全親会社が完全子会社からその設立の日以後１年以内に利子配当等の元本を譲り受けた場合に完全子会社における所有期間を通算する制度が廃止されました。</td><td>平18.5.1以後の日を計算の基礎となった期間の末日とする配当等について適用され、平18.5.1前の日を計算の基礎となった期間の末日とする配当等については、従来どおり適用されます。

平18.10.1前に行われた完全子会社からの譲受けについては、従来どおり適用されます。</td></tr>
<tr><td>(5)　同族特定信託の特別税率（法82の５、法令156の３、改正法附則23）</td><td>○　同族特定信託について次の改正が行われました。
イ　同族要件の判定について上記１〔改正の内容〕(1)と同様の改正が行われました。
ロ　留保控除額について、次の改正が行われました。
<table>
<tr><th></th><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>所得基準額</td><td>所得等の金額×35%</td><td>所得等の金額×40%</td></tr>
<tr><td>定額基準額</td><td>年1,500万円</td><td>年2,000万円</td></tr>
</table></td><td>平18.4.1以後に開始する計算期間分の法人税について適用され、同日前に開始した計算期間分の法人税については従来どおり適用されます。</td></tr>
<tr><td>(6)　外国法人に係る同族特定信託の特別税率（法145の５②③、改正法附則23）</td><td>○　外国法人に係る同族特定信託の特別税率について(5)の同族特定信託の特別税率と同様の改正が行われるなど、所要の整備が行われました。</td><td>(5)の適用時期等と同じとなります。</td></tr>
</table>

Ⅴ　その他の改正

1　新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等の創設

〔創設された制度の概要〕

(1)　新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例

法人が個人から役務の提供を受ける場合において、その役務の提供に係る費用の額につきその対価として新株予約権を発行したときは、その個人においてその役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定によりその個人の給与所得その他の一定の所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（以下「給与等課税事由」といいます。）が生じた日においてその役務の提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用することとされました（法54①、法令111の２）。

ただし、その個人においてその役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、新株予約権の発行法人のその役務の提供に係る費用の額は、損金の額に算入されません（法54②）。

また、新株予約権が消滅をしたときは、その消滅による利益の額は、益金の額に算入されません（法54③）。

イ　適用対象となる新株予約権

この制度の対象となる新株予約権とは、役務の提供の対価として個人に生ずる債権をその新株予約権と引換えにする払込みに代えて相殺すべきもので、所得税法施行令第84条に規定する権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されている権利に該当するものをいいます（法54①、法令111の２②）。

ロ　給与所得その他の一定の所得

給与所得その他の一定の所得とは、所得税法に規定する給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得をいいます（法令111の２①）。

ハ　明細書の添付

新株予約権の発行法人は、確定申告書にその新株予約権の一個当たりのその発行の時の価額、発行数、当該事業年度において行使された数その他その新株予約権の状況に関する明細書を添付することが必要とされています（法54④）。

(2)　新株予約権の発行に係る払込金額が過少であった場合等の発行法人の処理

この制度は、法人が新株予約権を発行する場合において、その新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額（金銭の払込みに代えて給付される金銭以外の資産の価額及び相殺される債権の額を含みます。以下同じ。）がその新株予約権のその発行の時の価額に満たないとき（その新株予約権を無償で発行したときを含みます。）又はその新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額がその新株予約権のその発行の時の価額を超えるときは、その満たない部分の金額（その新株予約権を無償で発行した場合には、その発行の時の価額）又はその超える部分の金額に相当する金額は、その法人の損金の額又は益金の額に算入しないこととされました（法54⑤）。

〔適用時期〕

法人が平成18年５月１日以後にその発行に係る決議をする新株予約権について適用されます（改正法附則30①）。

2　不正行為等に係る費用等の損金不算入制度の整備

〔制度の概要〕

⑴　法人が納付する国税に係る延滞税等及び地方税法の規定による延滞金等の額は、損金の額に算入しないこととされています（旧法38①一・②二・四）。

⑵　法人が納付する罰金等の額も、損金の額に算入しないこととされています（旧法38②五～八）。

〔改正の内容〕

⑴　隠ぺい仮装行為に要する費用等の損金不算入制度

法人が、その所得の金額若しくは欠損金額又は法人税の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装すること（以下「隠ぺい仮装行為」といいます。）によりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合には、その隠ぺい仮装行為に要する費用の額又はその隠ぺい仮装行為により生ずる損失の額は損金の額に算入しないことが明確化されました（法55①）。

なお、法人が隠ぺい仮装行為によりその納付すべき法人税以外の租税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合についても適用されます（法55②）。

⑵　賄賂等に当たるべき費用等の損金不算入制度

法人が供与をする刑法に規定する賄賂又は不正競争防止法に規定する金銭その他の利益に当たるべき金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びに経済的な利益の額の合計額に相当する費用又は損失の額（その供与に要する費用の額又はその供与により生ずる損失の額を含みます。）は損金の額に算入しないことが明確化されました（法55⑤）。

⑶　法人税額等の損金不算入制度の整備

上記⑴及び⑵の改正に併せ、旧法第38条第１項第１号及び第２号並びに第２項第２号及び第４号に規定されていた国税に係る延滞税等及び地方税法の規定による延滞金等が法第55条第３項に、旧法第38条第２項第５号から第８号までに掲げる罰金等が法第55条第４項に、それぞれ規定されました。

〔適用時期〕

⑴　改正の内容の⑴の規定は、法人が平成18年４月１日以後に支出する費用の額又は法人の同日以後に生ずる損失の額について適用されます（改正法附則31①）。

⑵　改正の内容の⑵の規定は、法人が平成18年４月１日以後に供与をする金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びに経済的な利益の額の合計額に相当する費用又は損失の額について適用されます（改正法附則31②）。

⑶　改正の内容の⑶の規定は、平成18年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則23）。

3　特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用制度等の創設

〔創設された制度の概要〕

⑴　特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用制度

欠損等法人が、他の者との間に他の者による特定支配関係を有することとなった日（以下「特定支配日」といいます。）以後５年を経過した日の前日等までに一定の事由に該当する場合には、その該当することとなった日（下記ロ㈡の事由については、適格合併等の日の前日）の属する事業年度（以下「適用事業年度」といいます。）以後の各事業年度においては、その適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額については、法第57条第１項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の規定は、適用しないこととされました（法57の２、法令113の２）。

イ　適用対象法人

適用対象となる欠損等法人とは、法人で他の者との間に他の者による特定支配関係を有することとなったもののうち、その特定支配関係を有することとなった日（以下「支配日」といいます。）の属する事業年度（以下「特定支配事業年度」といいます。）においてその特定支配事業年度前の各事業年度において生じた青色欠損金又は評価損資産を有するものをいいます（法57の２①）。

㈱１　「特定支配関係」とは、次に掲げるいずれかの関係（一定の事由により生じたものは除かれます。）をいいます（法令113の２①⑥）。

①　二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の50％を超える数の株式を直接又は間接に保有する関係（その二の法人が同一の者によってそれぞれの法人の発行済株式等の総数の50％を超える数の株式を直接又は間接に保有される関係がある場合におけるその保有する関係を除きます。）

②　一の個人が法人の発行済株式等の総数の50％を超える数の株式を直接又は間接に保有する関係

２　「評価損資産」とは、その法人が支配日において有する次の表に掲げる資産で、支配日における価額がその支配日における帳簿価額に満たないもの（その満たない金額がその法人の資本金等の額の２分の１相当額と1,000万円とのいずれか少ない金額に満たないものを除きます。）をいいます（法令113の２⑦、法規26の５①）。

①　固定資産
②　土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除きます。）
③　有価証券（売買目的有価証券及び償還有価証券を除きます。）
④　金銭債権
⑤　繰延資産
⑥　法第62条の８第１項に規定する資産調整勘定の金額に係る資産

ロ　適用対象となる一定の事由

適用対象となる一定の事由とは、次の㈠から㈬までに掲げる事由とされています。

㈠　欠損等法人が特定支配日の直前において事業を営んでいない場合（清算中の場合を含みます。）において、その特定支配日以後に事業を開始すること（清算中の欠損等法人が継続することを含みます。）（法57の２①一）。
㈡　欠損等法人が特定支配日の直前において営む事業（以下「旧事業」といいます。）のすべてを特定支配日以後に廃止し、又は廃止することが見込まれている場合において、旧事業のその特定支配日の直前における事業規模のおおむね５倍を超える資金の借入れ又は出資による金銭その他の資産の受入れ（合併又は分割による資産の受入れを含みます。以下「資金借入れ等」といいます。）を行うこと（法57の２①二）。
㈢　他の者又は関連者がその他の者及び関連者以外の者から欠損等法人に対する特定債権を取得している場合において、その欠損等法人が旧事業の特定支配日の直前における事業規模のおおむね５倍を超える資金借入れ等を行うこと（法57の２①三）。
㈣　㈠若しくは㈡の場合又は㈢の特定債権が取得されている場合において、欠損等法人が自己を被合併法人又は分割法人とする適格合併等（適格合併又は合併類似適格分割型分割をいいます。）を行うこと（法57の２①四）。
㈤　欠損等法人が特定支配関係を有することとなったことに基因して、欠損等法人の特定支配日の直前の社長その他一定の役員のすべてが退任（業務を執行しないものとなることを含みます。）をし、かつ、その特定支配日の直前において欠損等法人の業務に従事する使用人（以下「旧使用人」といいます。）の総数のおおむね20％以上に相当する数の者がその欠損等法人の使用人でなくなった場合において、その欠損等法人の非従事事業（旧使用人が特定支配日以後その業務に実質的に従事しない事業をいいます。）の事業規模が旧事業の特定支配日の直前における事業規模のおおむね５倍を超えることとなること（法57の２①五）。

㈱１　㈡、㈢及び㈤の「事業規模」とは、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次の表の右欄に掲げる金額（その事業が２以上ある場合には、それぞれの事業の区分に応じた金額の合計額）をいいます（法令113の２⑫）。

事　業　の　区　分	金　額（事　業　規　模）
①　資産の譲渡を主な内容とする事業	その事業の事業規模算定期間における資産の譲渡による売上金額その他の収益の額の合計額
②　資産の貸付けを主な内容とする事業	その事業の事業規模算定期間における資産の貸付けによる収入金額その他の収益の額の合計額
③　役務の提供を主な内容とする事業	その事業の事業規模算定期間における役務の提供による収入金額その他の収益の額の合計額

2　(ハ)の「関連者」とは、(ハ)の他の者との間に他の者による特定支配関係（欠損等法人との間の他の者による特定支配関係を除きます。）がある者をいいます（法令113の２⑱）。

3　(ハ)の「特定債権」とは、欠損等法人に対する債権でその取得の対価の額がその債権の額の50%相当額に満たない場合で、かつ、その債権の額（欠損等法人の債権で(ハ)の他の者又は関連者が既に取得しているものの額を含みます。）の取得の時におけるその欠損等法人の債務の総額のうちに占める割合が50%を超える場合におけるその債権とされています（法令113の２⑲）。

4　(ハ)の「特定債権を取得している場合」には、特定支配日前に特定債権を取得している場合が含まれ、また、特定債権につき特定支配日以後に債務の免除等が行われることが見込まれる場合は除かれます（法57の２①三、法令113の２⑳）。

5　(ホ)の「その他一定の役員」とは、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいいます（法令113の２）。

(2)　特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度

欠損等法人の適用期間において生ずる特定資産の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由（以下「譲渡等特定事由」といいます。）による損失の額（譲渡等特定事由が生じた日の属する事業年度の適用期間において生ずる特定資産の譲渡又は評価換えによる利益の額がある場合には、その利益の額を控除した金額）は、損金の額に算入しないこととされました（法61①）。

イ　適用期間

適用期間は、欠損等法人の適用事業年度又は法第81条の９の２第１項《特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用》に規定する適用連結事業年度（以下「適用事業年度等」といいます。）開始の日から同日以後３年を経過する日（その経過する日が特定支配日以後５年を経過する日後となる場合にあっては、同日）までの期間をいい、その期間に終了する各事業年度において、次の表の左欄に掲げる規定の適用を受ける場合には、その適用事業年度等開始の日から右欄に掲げる日までの期間とされています（法61①）。

規　　定	適用期間の末日
(イ)　法第61条の11第１項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》	同項に規定する連結開始直前事業年度終了の日
(ロ)　法第61条の12第１項《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》	同項に規定する連結加入直前事業年度終了の日
(ハ)　法第62条の９第１項《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》	同項の規定の適用を受ける事業年度終了の日

ロ　適用対象となる特定資産

適用対象となる特定資産とは、欠損等法人が特定支配日において有し、又は一定の適格分割等により移転を受けた次の表に掲げる資産（その特定支配日又は適格分割等の日における価額とその帳簿価額との差額がその特定支配日又は適格分割等の日における欠損等法人の資本金等の額の２分の１相当額と1,000万円とのいずれか少ない金額に満たないものを除きます。）をいいます（法令118の３①）。

①　固定資産
②　土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除きます。）
③　有価証券（売買目的有価証券及び償還有価証券を除きます。）

④	金銭債権
⑤	繰延資産
⑥	法第62条の８第１項に規定する資産調整勘定の金額に係る資産

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)の措置に準じた措置が講じられています（法81の９の２、法令155の21の２、法規37の３の２）。

〔適用時期〕

(1) 創設された制度の概要の(1)の規定は、法人が平成18年４月１日以後に他の者との間に他の者による特定支配関係を有することとなる場合における適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額について適用されます（改正法附則32）。

(2) 創設された制度の概要の(2)の規定は、欠損等法人の平成18年４月１日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。この場合において、欠損等法人の適用事業年度等が平成18年４月１日前に開始し、かつ、平成18年４月１日以後に終了するときは、適用事業年度等開始の日は平成18年４月１日とされます（改正法附則34）。

(3) 創設された制度の概要の(3)の規定は、連結法人が平成18年４月１日以後に他の者との間に他の者による特定支配関係を有することとなる場合における適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた連結欠損金額について適用されます（改正法附則48）。

4 その他

○ その他、法人税に関する規定について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 収益事業の範囲（法令５①二ニ・三イ・五ル・六・二十九カ、旧法令５①一ニ・六ロ、法規８の３①、改正法令附則２）	○ 公益法人等の収益事業の範囲について、次の改正が行われました。 イ 日本アルコール産業株式会社法の制定等により、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行うアルコールの販売及び製造業務が終了したことに伴い、物品販売業及び製造業の範囲について、所要の整備が行われました。 ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う一定の不動産販売業及び不動産貸付業が収益事業の範囲から除かれました。 ハ 独立行法人農業・生物系特定産業技術研究機構等が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に統合されたことに伴い、同機構が行う一定の製造業が収益事業の範囲から除かれるとともに、金銭貸付業及び無体財産権の提供等の事業について所要の整備が行われました。 ニ 介護保険法の改正に伴い、所要の整備が行われました。	平18.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 使用人賞与の損金算入時期（法令72の５、旧法令134の２、改正法令附則２）	○ 役員給与の損金不算入制度の改正に伴って所要の整備が行われました。	平18.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲（法令77①一の三、改正法令附則17①）	○ 特定公益増進法人の範囲について次の改正が行われました。 イ 日本司法支援センターが追加されました。	平18.4.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については従来どおり適用されます。

（旧法令77①三ナ、改正法令附則１三、17②）	ロ　貧困者の訴訟援助を主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶものが除かれました。	総合法律支援法附則第１条第２号に定める日以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については従来どおり適用されます。
(4)　確定申告書等の添付書類（法規33一、35二、37の10一、37の12二、37の17二、改正法規附則５①） （法規35四、37の12五、37の17四、61①、②二、改正法規附則５②）	○　確定申告書等の添付書類に次のものが追加されました。 イ　株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書 ロ　内国法人の事業等（外国法人にあっては、外国法人全体の事業等及び国内において行う事業等）の概況に関する書類	平18.5.1以後に終了する事業年度等分の確定申告書等について適用され、同日前に終了した事業年度等分の確定申告書等については、従来どおり適用されます。 平18.4.1以後に開始する事業年度等分の確定申告書等について適用され、同日前に開始した事業年度等分の確定申告書等については、従来どおり適用されます。
(5)　同族会社等の行為又は計算の否認（法132③、改正法附則55①）	○　税務署長は、所得税法若しくは相続税法又は地価税法の規定に基づく同族会社等の行為又は計算の否認等の規定の適用があった場合に税務署長の認めるところにより法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の計算ができることが明確化されました。	平18.4.1以後に行われる行為又は計算について適用されます。
(6)　申告書の公示制度（旧法152、旧法規68、改正法附則58）	○　確定申告書等の公示制度が廃止されました。	平18.4.1前に行われた公示については従前のとおり適用されます。
(7)　郵送等に係る納税申告書等の提出時期（通法22、平18国税庁告示第７号）	○　国税庁長官が定める書類が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなすこととされました。	平18.4.1から適用されます。
(8)　更正の請求（通令６①五、改正通令附則２）	○　更正の請求をすることができるやむを得ない理由に、申告等に係る課税標準等又は税額の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官の法令の解釈が変更され、その解釈が公表されたことにより、その課税標準等又は税額が異なることとなる取扱いを受けることとなったことを知った場合が追加されました。	平18.4.1以後にその理由が生じた場合について適用されます。
(9)　無申告加算税（通法66②③、通令27の３②、改正法附則73、改正通令附則１） （通法66⑥、通令27の２、改正法附則73、改正通令附則１）	○　無申告加算税を課す場合において、納付すべき税額が50万円を超える場合には、その超える部分に５％を加算した金額を課すこととされました。 ○　期限後申告があった場合において、その提出が期限内申告書を提出する意思があったと認められる場合で、かつ、法定申告期限から２週間以内に申告書を提出している場合には、無申告加算税を課さないこととされました。	平19.1.1以後に法定申告期限が到来する国税について適用され、同日前に法定申告期限が到来した国税については、従来どおり適用されます。 同　上

第２編　租税特別措置法に関する改正

Ⅰ　減価償却制度に関する改正

１　情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人（以下「青色申告法人」といいます。）が、平成18年４月１日から平成20年３月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、情報基盤強化設備等の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）において、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）の指定期間内に事業の用に供したその情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が一定の金額以上であるときは、その情報基盤強化設備等の基準取得価額の50％の特別償却を認めることとされました（措法42の11①）。

この制度の概要は、次のとおりです。

(1)　適用対象資産

イ　適用対象とされる情報基盤強化設備等とは、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤の強化に資する減価償却資産で次に掲げるもの（法令第133条《少額の減価償却資産の損金算入》又は第133条の２《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。）をいいます（措法42の11①、措規20の５の２①）。

①　次に掲げる基本システム ｉ　サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウエアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウエアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたもの（以下「ISO/IEC15408認証」といいます。）に限ります。） ⅱ　サーバー用の電子計算機（その電子計算機の記憶装置にｉに掲げるサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限り、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含みます。） ②　データベース管理ソフトウエア（ISO/IEC15408認証されたものに限ります。）又はそのデータベース管理ソフトウエア及びそのデータベース管理ソフトウエアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウエア ③　ファイアウォールソフトウエア又はファイアウォール装置のうち、ISO/IEC15408認証されたもの（①又は②と同時に設置するものに限ります。）

ロ　この制度の適用を受けるためには、次に掲げる法人の区分に応じ、情報基盤強化設備等の取得価額の合計額がそれぞれ次の金額以上である必要があります（措法42の11①、措令27の11①、措規20の５の２②）。

法　人　の　区　分	取得価額の合計額
①　資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人及び相互会社（外国相互会社を含みます。）	１　億　円
②　資本金の額又は出資金の額が１億円超10億円以下の法人	３千万円
③　資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人並びに公益法人等及び協同組合等	３百万円

(2)　特別償却限度額

特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法42の11①、措令27の11②）。

（算　式）

特別償却限度額　＝　情報基盤強化設備等の基準取得価額（取得価額 × 70%）× 50%

(3)　適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措法42の11⑧）。

(4)　連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています（措法68の15、措令39の45）。

〔適用時期〕

平成18年４月１日以後に取得等をする情報基盤強化設備等について適用されます（改正法附則105、131）。

2　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等である青色申告法人が、平成15年４月１日から平成18年３月31日までの間に取得等をして事業の用に供した少額減価償却資産（取得価額が30万円未満である減価償却資産で一定のものをいいます。）を有する場合において、その少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額を損金の額に算入するというものです（旧措法67の８）。

〔改正の内容〕

(1)　適用対象資産の改正

当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円（当該事業年度が１年に満たない場合には300万円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）を超える場合には、損金の額に算入する金額は、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とすることとされました（措法67の５①）。

(2)　適用期限の延長

適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました（措法67の５①）。

(3)　連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（措法68の102の２①）。

〔適用時期〕

改正の内容の(1)及び(3)の規定は、平成18年４月１日以後に取得等をする少額減価償却資産について適用され、同日前に取得等をしたものについては、改正前の規定が適用されます（改正法附則119、145）。

3　その他

○　その他の特別償却制度等について、次の改正が行われました。

<table>
<tr><th>改　正　事　項</th><th>改　正　の　内　容</th><th>適　用　時　期　等</th></tr>
<tr><td>(1)　エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却
（措法42の５①、68の10①、旧措規20の２一イ・ロ、改正法附則102、改正措規附則13、平４大蔵省告示第57号、平18財務省告</td><td>○　適用対象設備について、次の改正が行われました。
<table><tr><th>区　分</th><th>改　正　の　内　容</th></tr><tr><td>エネルギー有効利用製造設備等</td><td>高性能機械組立設備が追加されるとともに、溶液紡糸式高速製糸装置など５設備が除かれました。</td></tr><tr><td>エネルギー有効利用付加設備等</td><td>熱併給型動力発生装置の範囲が縮減されたほか、高効率型電動熱源機など８</td></tr></table></td><td>平18.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</td></tr>
</table>

示第148号）	設備が追加され、デシカント除湿機など６設備が除かれました。 電気・ガス需要平準化設備：蓄熱式空調・給湯装置など３設備が除かれました。 新エネルギー利用設備：木質バイオマス発電装置など２設備が追加されるとともに、セメント焼成用廃タイヤ処理装置が除かれました。 ○　適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。	―
(2)　中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却（措法42の６①一・二、68の11①、措令27の６①③、39の41①、措規20の２の２①～③⑥、旧措規20の２の２①、22の24②、改正法附則104、130、改正措規附則14）	○　適用対象資産について、次の改正が行われました。 イ　インターネットに接続されたデジタル複合機及びソフトウエア（システム仕様書等を含み、販売用の原本及び開発研究の用に供されるもの並びにサーバー用オペレーティングシステム、データベース管理ソフトウエア及びファイアウォールソフトウエアその他一定のものを除きます。）が追加されました。 ㈱　このソフトウエアは、一のソフトウエアの取得価額が70万円以上のものとされています。 なお、これに準ずるものとして、当該事業年度（平成18年４月１日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度である場合には、同日から事業年度終了の日までの期間）において取得等をしたソフトウエアの取得価額の合計額が70万円以上のものも認められます。 ロ　デジタル複写機、ファクシミリ、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイクロファイル設備、ICカード利用設備及び冷房用又は暖房用機器が除かれました。 ○　適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。	平18.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 ―
(3)　情報通信機器等を取得した場合等の特別償却（旧措法42の11、68の15、旧措令27の11、39の45、旧措規20の５の２、22の28、改正法附則106、132、改正措令附則27、40、改正措規附則15、20）	○　情報通信機器等の特別償却が、適用期限（平成18年３月31日）の到来をもって廃止されました。	平18.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(4)　特定設備等の特別償却（措法43①表一、68の16表①一、措令28①③、39の46①③、措規20の６⑧⑨、22の30⑧⑨、旧措法43①表一、68の16①表一、旧措令28①②、39の46①②、旧措規20の６①、22の30①、改正法附則107①、133①、改正措令附則１八、28①②、41①②、昭48大蔵省告示第69号、平18財務省告示第149号、旧平16農林水産省告示第1862号、平18農林水産省告示第520号）	○　公害防止用設備に係る特別償却について、次の改正が行われました。 イ　次の設備が適用対象から除かれました。 ・　一般公害防止用設備のうちばい煙処理用設備（煙突） ・　家畜排せつ物処理・保管用施設 ・　特定フロン等破壊等設備 ロ　一般公害防止用設備の対象にアスベスト廃棄物処理用設備が追加されました。 ハ　次の設備について、次のとおり適用期限が延長されました。 ・　汚水処理用設備（槽）、汚水処理用等設備（汚水処理用等装置のうち汚水処理装置）、ばい煙処理用等設備（ばい煙処理用等装置のうちばい煙処理装置）、PCB汚染物等処理用設備の適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。 ・　指定物質回収設備及び脱特定物質対応型設備の適用期限が平成19年３月31日まで１年延長されました。	平18.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律附則第１条第２号に定める日以後に取得等をするものについて適用されます。 ―
（旧措法43①表二・四、68の16①表二・四、旧措令28⑥⑨、39の46⑥⑨、改正法附則107②、133②、旧昭62大蔵省告示第37号）	○　電線類地中化設備及び経営の合理化に資する航空機に対する特別償却が、適用期限（平成18年３月31日）の到来をもって廃止されました。	平18.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。

(5) 地震防災対策用資産の特別償却（措法44①表二、68の19①表二、改正法附則107③、133③）	○　青色申告法人が、平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に、耐震改修工事により取得等をする特定建築物（耐震改修促進法第６条に規定する特定建築物をいいます。以下同じ。）の部分について事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の10%の特別償却を認めるという制度が創設されました。 この制度は、次の要件を満たす必要があります。 イ　耐震改修促進法第10条に規定する計画の認定を受けた計画に基づいて行う耐震改修工事の施行に伴って取得等をする特定建築物の部分であること ロ　所管行政庁から耐震改修促進法第７条第２項に規定する指示を受けていないこと	平18.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。
(6) 開発研究用設備の特別償却（旧措法44の３、68の20の２、旧措令28の６、39の50、旧措規20の９、22の31、改正法附則107④、133④）	○　適用期限（平成18年３月31日）の到来をもってこの特別償却制度が廃止されました。	平18.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(7) 特定電気通信設備等の特別償却（措法44の４①、68の23①、措令28の７、措規20の11①②、旧措法44の６①、68の23①、旧措令28の９②、39の52②、旧措規20の11①～③、22の33②、改正法附則１二、107⑤、133⑤、改正措規附則１二、16②、21②）	○　電気通信利便性充実設備について、次の改正が行われました。 イ　デジタル送信用光伝送装置が除かれました。 ロ　光伝送装置が追加されました。 ハ　き線点から最終配線盤までの間を接続する加入者系光ファイバケーブルが追加されました。 ○　広帯域加入者網普及促進設備について、特別償却割合が10%（改正前は12%）に引き下げられました。 ・　デジタル加入者回線多重化装置について、回線収容能力が500回線以下のものに限定されました。 ○　電気通信利便性充実設備及び広帯域加入者網普及促進設備に係る特別償却について、適用期限が平成20年３月31日まで１年10月延長されました。	平18.6.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 同　上 —
(8) 商業施設等の特別償却（旧措法44の７①表四、68の24①表四、旧措令28の10③～⑦、39の53③～⑦、旧措規20の12、22の34、改正法附則107⑥、133⑥）	○　中心市街地整備改善活性化法の認定中小小売商業高度化事業計画に係る特別償却が、適用期限（平成18年３月31日）の到来をもって廃止されました。	平18.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(9) 再商品化設備等の特別償却（措法44の７①、68の26①、措令28の10①②、措規20の14、旧措法44の９①、68の26①、旧措令28の12①～③⑤、39の55、旧措規20の14、改正法附則107⑦、133⑦、改正措令附則28④、平８大蔵省告示第96号、平18財務省告示第150号）	○　適用対象設備等について、次の改正が行われました。 イ　再商品化設備及び再資源化設備について、次の改正が行われました。 ・　カレット窯業原料製造設備が除かれました。 ・　自動車破砕残さ再資源化設備について、施設投入回収割合が70%以上である施設に設置されるものに限定されました。 ロ　再生資源利用製品製造設備が除かれました。 ハ　次に掲げる生物資源利用製品製造設備が追加（特別償却割合14%）されました。 ・　食品循環資源再生利用設備 ・　炭化製品製造設備 ・　木質固形燃料製造設備 ・　精油抽出設備 ・　家畜排せつ物たい肥化設備 ○　適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。	平18.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
(10) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45①、68の27①、措令28の11①）	○　過疎地域等及び離島振興対策実施地域のうち奄美群島における工業用機械等の特別償却について、適用期限が平成19年３月31日まで１年延長されました。	—
(11) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却（措法46の２③三、68の31③三、措令29の２⑧⑩、39の60⑨、措規20の18④、	○　障害者雇用割合の計算等について、次の改正が行われました。 イ　雇用障害者の範囲に精神障害者が追加されました。 ロ　雇用障害者数に精神障害者及び精神障害者である短時間労働者が追加されました。 ハ　障害者雇用割合の計算について、分子に加算する精神障害者	平18.4.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税につ

22の39④、旧措法46の２③三、68の31③三、旧措令29の２⑥⑧、39の60⑦、改正法附則107⑨、133⑨、改正措令附則28⑤）	である短時間労働者数は、その障害者数に２分の１を乗じた数とされました。	いては、従来どおり適用されます。
⑿　障害者対応設備等の特別償却（措法46の２②表五、68の31②表五、措令29の２③⑥⑦、39の60③⑥⑦、措規20の18③、22の39③、改正法附則107⑧、133⑧）	○　客席数が60席以上の航空機で、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の移動円滑化基準に適合する航空機として証明がされたものが適用対象資産に追加（特別償却割合20%）されました。 ○　鉄道事業者の駅に設置されるエスカレーターで複数のエスカレーターを設置する場合の基準について、所要の整備が行われました。 ○　適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。	平18.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。 同　上 —
⒀　農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却（旧措法46の３①二・②二、68の32①二・②二、旧措令29の３⑪、39の61⑪、旧措規20の19④～⑥、22の40④～⑥、改正法附則107⑩、133⑩、改正措令附則28⑥、41③、改正措規附則16④、21③）	○　林業の共同改善計画に係る割増償却が、適用期限（平成18年３月31日）の到来をもって廃止されました。	平18.4.1前に認定を受けた共同改善計画に係るものについては、従来どおり適用されます。
⒁　漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却（旧措法46の４、68の33、旧措令29の３の２、39の62、改正法附則107⑪、133⑪、改正措令附則28⑦、41④）	○　適用期限（平成18年３月31日）の到来をもって廃止されました。	平18.4.1前に認定を受けた改善計画に係るものについては、従来どおり適用されます。
⒂　優良賃貸住宅等の割増償却等（措法47①、68の34①、措令29の４①⑥⑦、39の63①⑥⑦、旧措法47①、68の34①、旧措令29の４①⑥⑦、39の63①⑥⑦、改正法附則１十、107⑫⑬、133⑫⑬、改正措令附則１九、28⑧、41⑤）	○　特定優良賃貸住宅に係る割増償却が、適用期限（平成18年３月31日）の到来をもって廃止されました。 ○　中心市街地整備改善活性化法一部改正法の施行の日から平成20年３月31日までの間に、認定中心市街地の区域内で新築された一定の中心市街地優良賃貸住宅の取得等をして、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日以後５年以内の日を含む各事業年度において割増償却を認めるという制度が創設されました。 この制度の割増償却割合は次のとおりです。 ・　耐用年数35年未満……36% ・　耐用年数35年以上……50%	平18.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 中心市街地整備改善活性化法一部改正法の施行の日以後に取得等をするものについて適用されます。
⒃　倉庫用建物等の割増償却（措法48①、68の36①）	○　適用期限が平成19年３月31日まで１年延長されました。	—
⒄　準備金方式による特別償却（措法52の３①～③、68の41①～③、改正法附則１六ハ、108、134）	○　会社法の制定に伴い、準備金を積み立てる方法について、適用する事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分として積み立てる方法が追加されました。	平18.5.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。

Ⅱ　引当金・準備金制度に関する改正

○　引当金・準備金制度について、次の改正が行われました。

改　正　事　項	改　　正　　の　　内　　容	適　用　時　期　等
(1)　**海外投資等損失準備金**(措法55①、68の43①、旧措令32の２②、改正措令附則29①)	○　資源開発事業等の対象となる資源の範囲から蛍石が除かれました。	平18.4.1以後に取得をする特定株式等について適用され、同日前に取得をした特定株式等については、従来どおり適用されます。
(措令32の２⑪、39の72⑦、旧措令32の２⑪、39の72⑦、改正措令附則１七)	○　特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を有しないこととなった場合の益金に算入する金額の計算について、所要の整備が行われました。 ○　適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。	平18.5.1から施行されます。 —
(2)　**金属鉱業等鉱害防止準備金**(措法55の５①、68の44①)	○　適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。	—
(3)　**特定災害防止準備金**(旧措法55の６①～⑤、68の45②～⑤、旧措令32の４①⑨～⑫⑱、39の74⑥～⑨、旧措規21の５⑤～⑧、22の47⑤～⑧、改正法附則109④⑤、135④⑤、改正措令附則29②③、42①②、改正措規附則17①、22①②)	○　廃棄物最終処分場の最終処分災害防止費用に係る特定災害防止準備金の措置が、独立行政法人環境再生保全機構に対する維持管理積立金に係る特定災害防止準備金の措置に統合されました。	平18.4.1前に信託契約を締結している法人の同日以後に終了する事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
(措法55の７①、68の46①)	○　維持管理積立金に係る特定災害防止準備金について、適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。	—
(4)　**ガス熱量変更準備金**(旧措法56の２、68の49、旧措令32の６、39の77、旧措規21の８、22の50、改正法附則109⑥、135⑥、改正措令附則29④、42③、改正措規附則17②、22③)	○　適用期限(平成18年３月31日)の到来をもって廃止されました。	平18.4.1前に届出を行った熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金については、従来どおり適用されます。
(5)　**保険会社等の異常危険準備金**(措法57の５①、68の55①、措規21の12①、22の56①、改正法附則１十一、109⑦、135⑦)	○　適用対象に、少額短期保険業（損害保険業に限ります。）を行う法人の火災保険等に係る異常危険準備金が追加（積立率２％）されました。	保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平18.4.1）以後に開始する事業年度等分の法人税について適用されます。
(6)　**社会・地域貢献準備金**(措法57の９、68の58の２、措令33の８、39の85の２、改正法附則１)	○　日本郵政株式会社が、積立期間（平成19年10月１日から平成29年９月30日又は積立金額が最初に１兆円に達した日のいずれか早い日までの期間をいいます。)内の日を含む各事業年度において、日本郵政株式会社法第６条第３項に規定する社会・地域貢献資金の交付に備えるため、一定の金額を社会・地域貢献準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は損金の額に算入するという制度が創設されました。 　また、積立期間の末日を含む事業年度終了の日の翌日から10年を経過した日を含む事業年度以後の各事業年度において、社会・地域貢献準備金の金額を10年間で均等に取り崩すこととされました。	積立期間内の日を含む事業年度等分の法人税について適用されます。
(7)　**その他**(措法55①、55の５①、55の６①、55の７①、57①、57の５①、57の６①、57の７①⑤、57の８①、58①②、61の２①、61	○　会社法の制定に伴い、各準備金制度における準備金を積み立てる方法について、適用する事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分として積み立てる方法が追加されました。	平18.5.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業

の３①、68の43①、68の44①、68の45①、68の46①、68の50①、68の55①、68の56①、68の57①⑤、68の58①、68の61①②、68の64①、68の65①、改正法附則１六ハ、109①③、111、135①③、136）		年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。

Ⅲ　交際費等の課税の特例に関する改正

〔制度の概要〕

この制度は、法人が昭和57年４月１日から平成18年３月31日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除きます。）において支出する交際費等の額（資本又は出資の金額が１億円以下の法人にあっては、交際費等の額の年400万円以下の部分の10％相当額と年400万円を超える部分の金額の合計額）は、損金の額に算入しないというものです（旧措法61の４）。

〔改正の内容〕

(1)　交際費等の範囲の改正

飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）であって、その飲食等のために要する費用として支出する金額をその飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が5,000円以下となる費用が交際費等から除かれました（措法61の４③二、措令37の５①）。

(2)　適用要件

上記(1)の規定の適用を受けるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存していることが必要です（措法61の４④、措規21の18の２）。

イ　その飲食等のあった年月日
ロ　その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
ハ　その飲食等に参加した者の数
ニ　その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又はその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
ホ　その他参考となるべき事項

(3)　適用期限の延長

適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました（措法61の４①）。

(4)　連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(3)までの措置に準じた改正が行われています（措法68の66、措令39の94、措規22の61の２）。

〔適用時期〕

(1)　改正の内容の(1)及び(2)の規定は、平成18年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則102）。

(2)　改正の内容の(4)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成18年４月１日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則137）。

Ⅳ　資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

○　資産譲渡の場合の課税の特例制度に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1)　土地の譲渡等がある場合の特別税率（措令38の４⑫五、旧措令38の４⑫五） （旧措法62の３②一、旧68の68②一、旧措令38の４③④三・⑥三・㊱七、39の97②三・④三・⑫六）	○　適用除外となる中心市街地整備推進機構に対する土地の譲渡等におけるその中心市街地整備推進機構について、民法第34条の規定により設立された法人で設立当初において拠出をされた金額の２分の１以上の金額が地方公共団体より拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又はその法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限定されました。 ○　会社法の制定に伴い、土地の譲渡等の範囲から、法人の組織の変更に伴う資産の評価換えによる帳簿価額の増額で土地等に係るものが除かれるなど、所要の整備が行われました。	本措置は、平10.1.1から平20.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2)　短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法63、68の69、措規22②一・③一） （旧措令38の５①四、39の98①四）	○　適用除外となる短期所有に係る土地の譲渡等について、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の廃止に伴う所要の整備が行われました。 ○　会社法の制定に伴い、短期所有に係る土地の譲渡等の範囲から、法人の組織の変更に伴う資産の評価換えによる帳簿価額の増額で短期所有土地等に係るものが除かれるなど、所要の整備が行われました。	(1)の適用時期等と同じとなります。
(3)　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法65①、旧措法65①、改正法附則１十、112④、138④）	○　中心市街地整備改善活性化法に規定する保留地の対価の取得は、中心市街地活性化法に規定する保留地の対価の取得とされました。	中心市街地整備改善活性化法一部改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(4)　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の４①九・十二・十九、68の75①、措令39の５⑮⑳㉑、旧措法65の４①九・十二・十九、旧措令39の５⑮⑳㉑、改正法附則１十、112⑤⑦⑨、138⑤⑦⑨）	○　適用対象となる範囲について、次のとおり改正されました。 イ　中心市街地整備改善活性化法の一部改正に伴い、次のとおり改正されました。 ・　特定中心市街地の区域内にある土地等の買い取りを行う中心市街地整備推進機構について、民法第34条の規定により設立された法人で、設立当初において拠出をされた金額の２分の１以上の金額が地方公共団体より拠出をされたもの等（(1)と同様）に限定されました。 ・　認定中小小売商業高度化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供するために買い取られる場合が、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供するために買い取られる場合に改正されました。 ・　中心市街地活性化法の保留地に対応する部分の譲渡があった場合に、その保留地の上に設置される都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者について、国、地方公共団体、特定の中心市街地整備推進機構及び国等が２分の１以上を出資している法人に限定されました。	中心市街地整備改善活性化法一部改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
（旧措法65の４①十二ロ、68の75①、旧措令39の５⑳二・㉑二・㉒、旧措規22の５①十五・⑫⑱二、改正法附則112⑥、138⑥）	ロ　特定商業集積法の廃止に伴い、同法に規定する同意基本構想に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業の用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を買い取られる場合が、適用対象から除かれました。	平18.4.1前に買い取られた場合については、従来どおり適用されます。

(5) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （措法65の７①七、68の78①七、措令39の７⑤、措規22の７⑧七、22の69⑥七、旧措令39の７⑤二～五・十、旧措規22の７⑦一～三・五、改正措令附則１九、30①～③、43①）	○　誘致区域となる区域について、次の改正が行われました。 イ　中心市街地活性化法の認定中心市街地の区域が、誘致区域に追加されました。また、この区域内において取得する資産については、認定基本計画に記載された施設において営むこととされている事業の用に供されるものに限り適用されます。	中心市街地整備改善活性化法一部改正法の施行の日以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
	ロ　臨港地区又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地の区域のうち倉庫の配置に関する基準に適合する区域として地方運輸局長が指定した区域におけるこの制度の適用対象となる倉庫業については、流通業務総合効率化促進法の認定総合効率化計画に係る流通業務総合効率化事業に係るものに限定されました。	平18.4.1以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
	ハ　工場立地法により工場又は事業場の立地に適当であるとされた団地の区域が、誘致区域から除かれました。	平18.4.1前に取得したものについては、従来どおり適用されます。
	ニ　都市計画法の都市計画区域内のうち用途地域に関する都市計画等が定められた地域内において造成した団地の区域が、誘致区域から除かれました。	同　上
	ホ　旧環境事業団法に基づいて設置した建物に係る敷地又は造成した敷地の区域が、誘致区域から除かれました。	同　上
	ヘ　航空機騒音防止法の空港周辺整備計画が定められた地域のうち、独立行政法人空港周辺整備機構がその計画に従って整備した土地の区域が、誘致区域から除かれました。	同　上
	ト　国又は都道府県が行う土地改良事業につき、土地改良事業計画が定められる前に定める計画による事業により農用地に造成されることとなる地域として定められた区域が、誘致区域から除かれました。	同　上
（旧措法65の７①表九、68の78①表九、旧措令39の７⑥、改正法附則112⑪、138⑪）	○　低開発地域工業開発促進法の低開発地域工業開発地区として指定された地区が除かれました。	平18.4.1前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
（措法65の７①表十二、68の78①表十二、措令39の７⑩、39の106③、旧措法65の７①表十四、68の78①表十四、旧措令39の７⑩、39の106③、改正措令附則１九、30④、43①）	○　既成市街地等内において行われる特定民間再開発事業の実施に伴う買換えについて、中心市街地整備改善活性化法の特定中心市街地のうち一定の地区が、中心市街地活性化法の認定中心市街地の地区とされました。	中心市街地整備改善活性化法一部改正法の施行の日以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
（旧措法65の７①表十七、68の78①表十五、旧措令39の７⑥、改正法附則112⑫、138⑫）	○　特定農山村地域において所有権移転等促進計画により行う土地等の買換えに係る措置が廃止されました。	平18.4.1前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
（旧措法65の７①表十八、68の78①表十六、改正法附則112⑫、138⑫）	○　沿道整備権利移転等促進計画により行う土地等の買換えに係る措置が廃止されました。	同　上
（措法65の７①表十八、措令39の７⑳、旧措法65の７①表二十四、改正法附則112⑬、138⑬、平18財務省告示第151号）	○　内航海運業以外の日本船舶から日本船舶への買換え措置について、買換資産が環境への負荷の低減に資する一定の船舶に限定されました。	平18.4.1以後に取得をする船舶について適用され、同日前に取得をしたものについては、従来どおり適用されます。
（措法65の７②、旧措令39の７⑳一、改正措令附則30⑤、43②）	○　市街化区域又は既成市街地等の内から外への農林業用資産の買換え措置のうち、一定の畜産農業の用に供する土地等の特例（譲渡資産である土地等の面積の30倍まで）が廃止されました。	平18.4.1前に取得をした土地等については、従来どおり適用されます。
（措法65の７①、68の78①）	○　適用期限が平成23年３月31日まで５年延長されました。	―

<table>
<tr>
<td>(6)　認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例（措法65の13①、68の85①、措令39の９の２①二、改正措令附則１九、30⑥）</td>
<td>○　民間都市開発の推進に関する特別措置法の事業用地適正化計画に定められた事業用地に、中心市街地活性化法の認定中心市街地の区域が追加されました。</td>
<td>中心市街地整備改善活性化法一部改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</td>
</tr>
<tr>
<td>(7)　特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例（措法66、68の85の３、措令39の10、39の109の３、措規22の９の４、22の73、改正法附則１九、112㉑、138㉑）</td>
<td>○　法人が、その有する国有財産特別措置法第９条第２項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務局長等により一定の証明がされたもの（以下「特定普通財産」といいます。）に隣接する土地（以下「所有隣接土地等」といいます。）につき、同項の規定によりその所有隣接土地等とその特定普通財産との交換をしたときは、その交換により取得した特定普通財産につき圧縮記帳を認めるという制度が創設されました。</td>
<td>国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の施行の日（平18.4.28）以後に行う交換について適用されます。</td>
</tr>
<tr>
<td>(8)　その他の改正（措法64①、64の２①⑪、68の70①、68の71①⑫、措令39㉗、39の99⑫、改正法附則112①～③、138①～③）
（措法65の７①、65の８①⑪、68の78①、68の79①⑫、措令39の７㊹、39の106㊸、改正法附則112⑩⑪⑮、138⑩⑪⑮）
（措法65の11①、65の12①⑫、68の82①、68の83①⑬、措令39の９㉑、39の108⑱、改正法附則112⑯⑰、138⑯⑰）
（措法65の13①、65の14①⑫、68の84①、68の85①⑬、措令39の９の２⑭、39の109⑪、改正法附則112⑱⑲、138⑱⑲）
（措法65の15①、68の85の２①、改正法附則112⑳、138⑳）</td>
<td>○　会社法の制定等に伴い、資産の譲渡の場合の課税の特例制度について、次の改正が行われました。
イ　圧縮記帳が認められる経理方法について、次の改正が行われました。
<table>
<tr><th></th><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td rowspan="4">経理方法</td><td>・　損金経理により減額する方法</td><td>・　損金経理により減額する方法</td></tr>
<tr><td>・　損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法</td><td>―</td></tr>
<tr><td>―</td><td>・　確定した決算において積立金として積み立てる方法</td></tr>
<tr><td>・　確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法</td><td>・　決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法</td></tr>
</table>
ロ　特別勘定の金額の損金算入が認められる経理方法について、決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法が追加されました。
ハ　法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等を行った場合において、１千万円以上の特別勘定の金額を有しているときは、その特別勘定の金額は、益金の額に算入されることとされました。</td>
<td>平18.5.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
同　上
平18.10.1以後に行う非適格株式交換等について適用されます。</td>
</tr>
</table>

V　税額の計算に関する改正

1　試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、次の仕組みから構成されています。

(1)　増加試験研究費の税額控除制度

青色申告法人の各事業年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を、その事業年度の法人税額の12%相当額（特別試験研究費の額がある場合には、その12%相当額に特別試験研究費の額の15%相当額を加算した金額と法人税額の14%相当額とのいずれか少ない金額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の４①）。

⑵　試験研究費の総額に係る税額控除制度

青色申告法人の各事業年度（上記⑴の適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に10%（試験研究費割合が10%未満である場合には、試験研究費割合に0.2を乗じて計算した割合に８%を加算した割合）の税額控除割合を乗じた金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の４②）。

㊟　平成15年４月１日から平成18年３月31日までの間に開始する事業年度の税額控除割合については、２%の割増措置が講じられています（旧措法42の４⑩）。

⑶　特別共同試験研究に係る税額控除制度

青色申告法人の各事業年度（上記⑴の適用を受ける事業年度を除きます。）において、特別共同試験研究費の額がある場合には、その特別共同試験研究費の額に税額控除割合（12%から上記⑵で適用した税額控除割合を控除した割合）を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額（上記⑵により既に控除された法人税額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の４③）。

㊟　平成15年４月１日から平成18年３月31日までの間に開始する事業年度の税額控除割合については、３%の割増措置が講じられています（旧措法42の４⑩）。

⑷　中小企業技術基盤強化税制

青色申告法人である中小企業者等の各事業年度（上記⑴から⑶までの適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額の12%相当額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の４⑦）。

㊟　平成15年４月１日から平成18年３月31日までの間に開始する各事業年度の税額控除割合については、３%の割増措置が講じられています（旧措法42の４⑩）。

⑸　繰越税額控除限度超過額等の繰越控除制度

青色申告法人の各事業年度（上記⑴の適用を受ける事業年度を除きます。）の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超える場合において、上記⑵又は⑶の税額控除制度による税額控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額（上記⑵又は⑶により既に控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の４④）。

また、上記⑷の税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額がある場合においても、同様に繰越中小企業者等税額控除限度超過額の税額控除が認められています（旧措法42の４⑧）。

〔改正の内容〕

⑴　増加試験研究費の税額控除制度が、適用期限（平成18年３月31日）の到来をもって廃止されました。

⑵　試験研究費の総額に係る税額控除制度の整備

イ　税額控除割合の上乗せ措置（２%）が、適用期限（平成18年３月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の４⑩）。

ロ　平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除きます。以下「適用年度」といいます。）において、所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が、比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、比較試験研究費の額を超える部分の金額について５%の税額控除の上乗せ措置が講じられました。この場合の税額控除限度額は、次の算式により計算した金額となります（措法42の４⑨）。

㊟１　「比較試験研究費の額」とは、適用年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額をその３年以内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額をいいます（廃止された増加試験研究費の税額控除制度における比較試験研究費の額とは異なります。）（措法42の４⑪九）。

2 「基準試験研究費の額」とは、適用年度開始の日前２年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち最も多い額をいいます（廃止された増加試験研究費の税額控除制度における基準試験研究費の額と同様です。）（措法42の４⑪十）。

（算　式）

税額控除限度額 ＝

〔試験研究費の額 × 10%㈱〕＋〔（試験研究費の額 － 比較試験研究費の額）× ５％〕

㈱ 試験研究費割合が10%未満である場合には、試験研究費割合に0.2を乗じて計算した割合に８％を加算した割合となります。

(3) 特別共同試験研究に係る税額控除制度の整備

イ　税額控除割合の上乗せ措置（３％）が、適用期限（平成18年３月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の４⑩）。

ロ　特別共同試験研究費の額が特別試験研究費の額に改称されました（措法42の４④）。

ハ　適用年度において、所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が、比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合における特別試験研究に係る税額控除制度の適用については、特別試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額（すなわち比較試験研究費の額）を基礎として税額控除限度額を計算することとされました（措法42の４⑨）。

ニ　適用対象となる試験研究に、薬事法第２条第14項に規定する希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療機器（いわゆるオーファンドラッグ）に関する試験研究で、独立行政法人医療基盤研究所法第15条第２号の規定による助成金の交付の対象となった期間に行われるものが追加されました（措法42の４⑪三、措令27の４⑭六）。

(4) 中小企業技術基盤強化税制の整備

イ　税額控除割合の上乗せ措置（３％）が、適用期限（平成18年３月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の４⑩）。

ロ　適用年度において、所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が、比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、比較試験研究費の額を超える部分の金額について５％の税額控除の上乗せ措置が講じられました。この場合の税額控除限度額は、次の算式により計算した金額となります（措法42の４⑨）。

（算　式）

税額控除限度額 ＝

〔試験研究費の額 × 12%〕＋〔（試験研究費の額 － 比較試験研究費の額）× ５％〕

(5) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(4)までの措置に準じた改正が行われています（措法68の９、措令39の39、措規22の23）。

〔適用時期等〕

(1) 改正の内容の(1)から(4)までの規定は、平成18年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則102）。

(2) 改正の内容の(5)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成18年４月１日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則129①）。

⑶　改正前の増加試験研究費の税額控除制度において、分割等（分割、現物出資又は事後設立をいいます。以下同じ。）がある場合の試験研究費の額の区分計算に係る合理的な方法について所轄税務署長から受けた認定は、改正の内容の⑵ロ、⑶ハ又は⑷ロの規定の適用を受ける場合の合理的な方法について受けた認定とみなすこととされ、その方法による旨の届出についても同様の取扱いとされました（改正措令附則24③、37④）。

また、上記の場合を除き、その分割等が平成18年４月１日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われたものである場合において、試験研究費の額の区分計算を合理的な方法で行おうとするときは、その事業年度開始の日以後６月以内にその合理的な方法に係る認定の申請書及び届出書を提出することとされました（改正措令附則24④、37⑤、改正措規附則12、19）。

2　情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人が、平成18年４月１日から平成20年３月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、情報基盤強化設備等の取得等又は賃借をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）において、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）の指定期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額が一定の金額以上であるときは、10％の法人税額の特別控除を認めることとされました（措法42の11②③）。

この制度の概要は、次のとおりです。

⑴　情報基盤強化設備等の取得等をした場合

イ　適用対象法人

適用対象法人は、青色申告法人です（措法42の11②）。

ロ　適用対象資産

適用対象資産及び取得価額の合計額は、情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却と同様です（**36ページⅠ１⑴イ及びロ**参照）。

ハ　税額控除限度額

税額控除限度額は、次の算式により計算します。

ただし、当該事業年度の法人税額の20％相当額が限度となります（措法42の11②）。

（算　式）

税額控除限度額 ＝ 情報基盤強化設備等の基準取得価額（取得価額 × 70％）の合計額 × 10％

⑵　情報基盤強化設備等を賃借した場合

イ　適用対象法人

適用対象法人は、青色申告法人で資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人並びに公益法人等及び協同組合等（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社は除きます。）です（措法42の11③、措令27の11④、措規20の５の２②）。

ロ　適用対象資産等

(イ)　適用対象資産

適用対象資産は、情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却と同様です（**36ページⅠ１⑴イ**参照）。ただし、リース契約期間内において支払われるべきリース費用の総額の合計額が420万円以上であるものに限ります（措法42の11③、措令27の11⑥）。

(ロ)　対象となる賃借

対象となる賃借は、情報基盤強化設備等のリース契約において、次に掲げる要件のすべてを満

たすものに限ります（措令27の11⑤）。

i　リース契約期間が４年以上であり、かつ、そのリース契約期間がその情報基盤強化設備等の耐用年数を超えないものであること ii　リース費用の総額がその情報基盤強化設備等ごと（同一の情報基盤強化設備等が２以上ある場合には、一台又は一基ごと）に定められているものであること iii　リース費用の総額がリース契約期間内において均等額により定期的に支払われることとされていること

ハ　リース税額控除限度額

リース税額控除限度額は、次の算式により計算します。

ただし、当該事業年度の法人税額の20%相当額（上記⑴による税額控除額がある場合には、その金額を控除した残額）が限度となります（措法42の11③）。

（算　式）

リース税額控除限度額 ＝〔（リース費用の総額 × 42%）の合計額〕× 10%

ニ　リース税額控除の取戻し

リース税額控除の規定の適用を受けた法人が、そのリース契約期間内に、その情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合には、法人税の額から控除された金額のうち事業の用に供しなくなった日からリース契約期間の末日までの期間に対応する部分の金額を、その事業の用に供しなくなった日を含む事業年度の法人税額に加算します（措法42の11⑥、措令27の11⑧～⑫）。

⑶　繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告法人が各事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、当該事業年度開始の日前１年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合に限ります。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、上記⑴又は⑵による控除をしてもなお控除しきれない金額（この⑶による控除済の金額を除きます。）の合計額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有する場合には、その繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、当該事業年度の法人税額から控除します。

ただし、当該事業年度の法人税額の20%相当額（上記⑴又は⑵により既に控除された税額がある場合には、その金額を控除した残額）が限度となります（措法42の11④）。

⑷　適用要件

上記⑴及び⑵の規定の適用を受けるためには、確定申告書等に、その税額控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、その計算に関する明細書を添付して申告することが必要とされています（措法42の11⑨）。

また、上記⑶の規定の適用を受けるためには、情報基盤強化設備等を事業の用に供した事業年度以後の各事業年度の確定申告書等に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、上記⑶の規定を適用する事業年度の確定申告書等に、その税額控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付して申告することが必要とされています（措法42の11⑩）。

⑸　連結納税制度

連結納税制度においても、上記⑴から⑷までの措置に準じた措置が講じられています（措法68の15、措令39の45）。

〔適用時期〕

平成18年４月１日以後に取得等をする情報基盤強化設備等について適用されます（改正法附則105、131）。

3　その他

○　その他の税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1)　エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の５②、68の10②、旧措規20の２一イ・ロ、改正法附則102、改正措規附則13、平４大蔵省告示第57号、平18財務省告示第148号）	○　エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却（37ページ参照）と同様の改正が行われました。	平18.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(2)　中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の６②③、68の11②③、措令27の６①③⑧⑨、39の41①⑤⑥、措規20の２の２①～③⑥⑨、22の24②④、旧措規20の２の２①、改正法附則104、改正措規附則14）（措法42の６⑥、68の11⑥、旧措令27の６⑩二、39の41⑩二、改正措令附則25、38）	○　適用対象資産について、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却（38ページ参照）と同様の改正が行われました。 　また、ソフトウエアを賃借する場合については、一のソフトウエアのリース費用の総額が100万円以上のものとされています。 　なお、これに準ずるものとして、当該事業年度（平成18年４月１日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度である場合には、同日から事業年度終了の日までの期間）において賃借をしたソフトウエアのリース費用の総額の合計額が100万円以上のものも認められます。 ○　会社法の制定に伴い、リースに係る控除税額を取り戻す措置から除かれる事実について、旧商法の規定による整理開始の命令があったことが除かれました。	平18.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平18.5.1前に整理開始の命令があった場合又は同日において現に係属している会社の整理に関する事件について、同日以後に整理開始の命令があった場合については、従来どおり適用されます。
(3)　事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の７⑥、68の12⑥、旧措令27の７⑬二、39の42⑯二、改正措令附則25、38）	○　会社法の制定に伴い、リースに係る控除税額を取り戻す措置から除かれる事実について、旧商法の規定による整理開始の命令があったことが除かれました。	(2)の適用時期等と同じになります。
(4)　沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の10⑥、68の14⑥、旧措令27の10⑤二、39の44⑧二、改正措令附則25、38）	○　会社法の制定に伴い、リースに係る控除税額を取り戻す措置から除かれる事実について、旧商法の規定による整理開始の命令があったことが除かれました。	(2)の適用時期等と同じになります。
(5)　情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除（旧措法42の11、68の15、旧措令27の11、39の45、旧措規20の５の２、22の28、改正法附則106、132、改正措令附則27、40、改正措規附則15、20）	○　適用期限（平成18年３月31日）の到来をもって廃止されました。 ○　繰越税額控除の規定の適用を受ける場合において、情報通信機器等の取得等をした場合の法人税額の特別控除又は情報基盤強化設備等の取得等をした場合の法人税額の特別控除の規定による控除税額があるときには、繰越税額控除限度額のうち控除できる金額は、その法人の当期の法人税額の20%相当額からこれらの控除税額を控除した金額が限度となります。	平18.4.1前に取得等をしたものについては、左記のとおり経過措置が講じられているものを除き、従来どおり適用されます。
(6)　経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用（措法68の２、68の109、措規22	○　中小企業新事業活動促進法の承認を受けた中小企業者に該当する特定同族会社が、承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している場合における当該事業年度については、特定同族会社の特別税率を適用しないこととする制度に改組されました。	平18.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税につ

の20、22の80、旧措法68の２、68の109、旧措令39の34の２、39の128、旧措規22の20、22の80、改正法附則102）		いては、従来どおり適用されます。

Ⅵ　その他の改正

○　その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1)　使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（措法62、68の67）	○　適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。	―
(2)　国外関連者との取引に係る課税の特例等（措法66の４⑦、68の88⑥、措令39の12⑫、39の112⑪、改正法附則113、139）	○　独立企業間価格の算定に必要な帳簿書類の提供がない場合の推定課税における独立企業間価格の算定方法に、次のものが追加されました。 イ　類似の事業を営む法人のその事業に係る営業利益を基に算定する方法（取引単位営業利益法に対応する方法） ロ　国外関連取引に係る事業に係る連結利益を調査対象法人と国外関連者との間で分割して算定する方法（利益分割法に対応する方法） ハ　イに準ずる方法 ニ　イ及びハの方法と同等の方法	平18.4.1以後に開始する事業年度等分の所得金額等について更正又は決定をする場合について適用され、同日前に開始した事業年度等分の所得金額等について更正又は決定をする場合については、従来どおり適用されます。
(3)　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（措法66の５、68の89、措令39の13、39の113、措規22の10の２、22の75の２、旧措法66の５、68の89、旧措令39の13、39の113、改正法附則114、140、改正措令附則31、44）	○　対象となる負債及びその負債の利子に、次のものが追加されました。 イ　国外支配株主等が債務の保証をすることにより第三者が資金を供与した場合のその資金に係る負債並びに負債の利子及び国外支配株主等に支払う債務の保証料 ロ　国外支配株主等から借り入れた債券を担保に第三者が資金を供与した場合のその資金に係る負債並びにその負債の利子及び国外支配株主等に支払う債券の使用料 ハ　イ又はロの取引を組み合わせた場合の第三者が供与した資金に係る負債並びにその負債の利子、国外支配株主等に支払う債務の保証料及び第三者に支払う債券の使用料 ㈱　ただし、国外支配株主等及び資金供与者等（イからハまでに掲げる第三者をいいます。以下同じ。）の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子及びその負債の利子に係る負債を除きます。 ○　国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債及びその負債の利子等から、借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る負債及びその負債の利子等を控除することができることとされました。 　この場合において、適用要件となる国外支配株主等の資本持分又は自己資本の額に係る各倍数は、２倍となります。	平18.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。 平18.4.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4)　内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入等（措法66の６、66の８、68の90、68の92、措令39の15、39の16、39の19、39の115、39の116、39の119、旧措法66の６、66の８、68の90、68の92、旧措令39の15、39の16、39の19、39の115、39の116、39の119、改正法附則１六ハ、115①②、141①②）	○　会社法の制定に伴い、適用対象留保金額の計算、課税対象留保金額の計算及び課税済留保金額の損金算入額の計算について、所要の整備が行われました。	平18.5.1以後の日をその支払の基準日とする剰余金の配当等がある場合について適用され、平18.5.1前の日をその支払の基準日とする利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、従来どおり適用されます。

<table>
<tr>
<td>(5)　内国法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入等（措法66の９の４、68の93の４、措令39の20の３、39の20の４、39の20の６、39の120の３、39の120の４、39の120の６、旧措法66の９の４、68の93の４、旧措令39の20の３、39の20の４、39の20の６、39の120の３、39の120の４、39の120の６、改正法附則１六ハ、116、142）</td>
<td>○　(4)と同様の改正が行われました。</td>
<td>平18.5.1以後の日をその支払の基準日とする剰余金の配当等がある場合について適用され、平18.5.1日前の日をその支払の基準日とする利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、従来どおり適用されます。</td>
</tr>
<tr>
<td>(6)　認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（措法66の11の２、68の96、措令39の23、措規22の12、22の76の３、旧措令39の23、旧措規22の12、改正措令附則32、改正措規附則18）</td>
<td>○　パブリック・サポート・テスト（PST）に関する要件が、次のとおり緩和されました。
イ　特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金は、受入寄附金総額の50%まで分子に算入できることとなりました。
ロ　一者当たりの寄附金の基準限度額の計算について、役員又は社員からの寄附金以外は親族合算をする必要がなくなりました。
ハ　一定の要件を満たす社員の会費については、その一定額（分子に算入する受入寄附金の額を限度）を分子に算入することとなりました。
ニ　一定の要件を満たす小規模法人は、簡易なPSTを選択できることとなりました。
ホ　NPO法人の選択により国の補助金等を分母、分子（分子に算入する受入寄附金の額を限度）に算入することが可能となりました。
○　社員の数が100名以上の法人については、社員の数のうちに親族等の占める割合が1/3以下であることとする要件が不要となりました。
○　閲覧対象書類について、次の改正が行われました。
イ　20万円以上の寄附者のうち閲覧対象となる者が、役員、社員又はこれらの親族等に限定されました。
ロ　閲覧項目から寄附者の住所が除かれました。
ハ　給与を得た従業員に係る閲覧対象については、社員又は役員若しくは社員の親族等の氏名及びその金額に限定されました。</td>
<td>平18.4.1以後に行う認定の申請等について適用され、同日前に行った認定の申請等については、従来どおり適用されます。

同　上

同　上</td>
</tr>
<tr>
<td>(7)　欠損金の繰戻しによる還付の不適用（措法66の12①、68の98①）</td>
<td>○　適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。</td>
<td>―</td>
</tr>
<tr>
<td>(8)　転廃業助成金等に係る課税の特例（措法67の４②④、68の102②④、改正法附則１六ハ、118、144）</td>
<td>○　会社法の制定に伴い、次の改正が行われました。
イ　圧縮記帳が認められる経理方法について、次の改正が行われました。
<table>
<tr><th></th><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td rowspan="4">経理方法</td><td>・　損金経理により減額する方法</td><td>・　損金経理により減額する方法</td></tr>
<tr><td>・　損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法</td><td>―</td></tr>
<tr><td>―</td><td>・　確定した決算において積立金として積み立てる方法</td></tr>
<tr><td>・　確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法</td><td>・　決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法</td></tr>
</table>
ロ　特別勘定の金額の損金算入が認められる経理方法について、決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法が追加されました。</td>
<td>平18.5.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。</td>
</tr>
</table>

(9) 金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例（旧措法67の６、旧措令39の28、旧措規22の17の２、改正法附則102）	○　銀行持株会社等に係る受取配当等の益金不算入等の特例制度が、適用期限（平成18年３月31日）の到来をもって廃止されました。	平18.4.1以後開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(10) 株式交換又は株式移転に係る課税の特例（旧措法67の９、67の10、68の104、68の105、旧措令39の30、39の125、改正法附則１四ト、120、146）	○　会社法の制定に伴い、本制度は廃止されました。なお、法人税法において、適格株式交換又は適格株式移転の制度が創設されています（18ページ参照）。	平18.10.1前に行った特定子会社株式の株式交換等による移転及び子会社株式等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(11) 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税（措法67の11①）	○　適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。	—
(12) 組合事業に係る損失がある場合の課税の特例（措法67の12、67の13、68の105の２、68の105の３、措令39の31⑥⑭、39の32③⑦、39の125④⑩、39の126③⑦、旧措令39の31⑥⑭、39の32③⑦、39の125の２④⑩、39の125の３③⑦、改正措令附則23）	○　法人が、組合契約に係る組合員からその地位の承継をした場合の調整出資金額の計算について、所要の整備が行われました。また、有限責任事業組合契約に係る措置についても、同様の改正が行われました。	平18.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
(13) 特定目的会社に係る課税の特例（措法67の14①、68の106、旧措法67の14⑨、68の106③、旧措令39の32の２⑨、改正法附則１六ハ、121①②、改正措令附則34）	○　資産流動化法に規定する無限責任社員となっていないことが適用要件に追加されるなど、会社法の制定に伴い、所要の整備が行われました。	平18.5.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
(14) 投資法人に係る課税の特例（措法67の15、措令39の32の３⑦、措規22の19③、旧措法67の15⑪、旧措令39の32の３⑦、旧措規22の19、改正法附則１六ハ、122、改正措令附則35）	○　デリバティブ取引とみなしてその利益の額又は損失の額の計算をすることとされる特定の取引の範囲について、投資法人法の改正に伴い所要の整備が行われたほか、会社法の制定に伴い所要の整備が行われました。	平18.5.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(15) 振替国債の利子等の非課税（措法67の16②⑤）	○　民間国外債の利子及び発行差金の非課税制度の適用期限が、平成20年３月31日まで２年延長されました。 ○　外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の非課税制度の適用期限が、平成20年３月31日まで２年延長されました。	— —
(16) 株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例（措法68の３の２①、措令39の35の２、旧措法68の３の２①、旧措令39の35の２、改正法附則１六ハ、124）	○　会社法の制定に伴い、分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付をする分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなすこととされました。	平18.5.1以後に行われる分割について適用され、同日前に行われた分割については、従来どおり適用されます。
(17) 特定目的信託に係る課税の特例（措法68の３の３⑨）	○　欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限が、平成20年３月31日まで２年延長されました。	—
(18) 特定投資信託に係る課税の特例（措法68の３の４⑨）	○　欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限が、平成20年３月31日まで２年延長されました。	—